表紙

DPI通信　vol.9

DPI2025　上半期報告　テキスト版

A Voice of Our Own（われら自身の声）とは？

障害者に関わる制度・施策は、これまで障害者抜きで決められてきましたが、これからは障害者の声を聞いて策定してほしい。私たち障害者が積極的に働きかけ、発信することによって、インクルーシブ社会を創っていこう、という想いが込められています。世界のDPI の合言葉です。

P.1

もくじ

１．地域生活　 ２

２．バリアフリー 　８

３．権利擁護　 15

４．国際　 27

５．教育　 31

６．障害女性　 40

７．雇用労働・所得保障　 41

８．尊厳生　 43

９．ピックアップコーナー　成年後見制度の見直しについて　 46

1０．DPI障害者差別解消ピアサポートの活動報告　　49

１１．もっと知りたい！DPI☆　　50

１２．ご寄付御礼＆編集後記　 52

P.2～7

１．地域生活部会

2025年上半期は、3月下旬に令和6年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究」の一環で、「仙台市内における意見交換会・勉強会・見学会」を開催しました。

また、令和６年度障害者総合福祉推進事業「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」の報告書が5月に出され、この調査研究事業の構成メンバーに3名の知的障害のある当事者委員を加えた形で、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」が5月から始まりました。全体のスケジュールは示されていませんが、9月までは毎月1回のペースで開催し、9月に中間取りまとめを行うとのことです。これらの研究会、検討会には、DPIから地域生活部会長で事務局次長の今村登が構成メンバーに入っています。

この検討会と並行して「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」と「社保審障害者部会」が6月下旬に開かれ、どのテーマがどこで議論していくのか、あるいはどのよう連動していくのかを確認しつつ、論点を整理していくとともに、内閣府の障害者政策委員会で障害者基本法の改正の後押しにもつながるように取り組んでいきたいと思います。

ホームページに掲載した記事・報告

■鰐淵洋子厚労副大臣に「総括所見を踏まえた障害福祉施策の実施に向けた要望と提案」を要望しました！

写真：鰐淵洋子厚労副大臣と面会、要望と提案書提出の様子

3月19日（水）、鰐淵洋子厚生労働副大臣と面会し、「総括所見を踏まえた障害福祉施策の実施に向けた要望と提案」を提出しました。

この間、厚生労働省では令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の中で地域生活支援拠点等の機能強化として、拠点コーディネーター配置のための新たな加算の仕組みの導入や、令和７年度に予定されている地域移行を含めた障害者支援施設の在り方検討会の設置に向けた調査研究など、地域移行を進めるための取り組みが行われています。こうした国の地域移行に関する取り組みがより一層前進するよう、総括所見を踏まえ、入所施設や家族介護に頼ることのない地域移行の推進および地域生活の充実に向けた要望と提案を行いました。

鰐淵副大臣には大変お忙しい中、予定時間を延長して話を聞いて頂き、①重度障害者の地域生活を可能とするための国庫負担基準の見直し、②令和７年度設置予定の障害者支援施設の在り方検討会における検討内容や委員構成のあり方、③通勤・通学、就労・修学中におけるヘルパー利用を可能とする就労支援特別支援事業や大学等修学支援事業の円滑な利用に向けた改善、など最重要課題３点に絞って要望をお伝えしました。

当日は西宮市からDPI加盟団体であるメインストリーム協会の代表も上京し、西宮市の実状（窮状）を交えて市町村が重度障害者に必要な長時間介護を支給決定する際、国庫負担基準を超えた分は市町村がすべて負担することになる問題点の改善を求めました。

重度障害者が地域で生活できるようにきちんと支給決定をすればするほど市町村が持ち出す費用が増えてしまい、財政負担が重くなる。つまり頑張って良いことをしている自治体ほど窮地に追い込まれてしまうという国庫負担基準の問題については、同席していた厚労省の担当者からも同様の要望や意見は障害者団体や自治体からも聞いて把握しているという発言もあり、鰐淵副大臣も「財源の問題もあるが、障害のある人が地域で暮らせるよう、みなさんの意見を聞きながら引き続き連携して取り組んでいきたい」とおっしゃっていただきました。

また、その他の要望についてもしっかりお話を聞いていただき、「今日のお話をしっかり受け止めて少しでも反映していけるようにしたい」とおっしゃっていただきました。

令和7年度からは障害者支援施設の在り方検討会がはじまる予定となっていますが、こうした検討会での議論を通じて、さらなる地域移行の推進と入所施設や家族に頼ることなく地域で生活しつづけられるようにするための障害福祉施策の充実に取り組んでいただきたいと願っております。DPI日本会議としてもそうした方向で施策が進んでいくよう、引き続き働きかけていきたいと考えています。

2025年3月19日

厚生労働副大臣　鰐淵　洋子 様

総括所見を踏まえた障害福祉施策の実施に向けた要望と提案

特定非営利活動法人DPI日本会議　議長　平野　みどり

日頃より障害福祉施策の推進のご尽力いただき、感謝申し上げます。

2022年国連障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、入所施設や家族介護に頼ることなく、より一層地域移行を推進し、障害のある人の地域生活がより充実したものになるよう、下記の要望と提案をさせていただきます。

【最重要課題】

１．重度障害者の地域生活を可能とするための国庫負担基準の見直しをしてください。

自治体に大きな負担を強いることなく計画相談が尊重され、必要な人に必要なサービスを提供できるような国庫負担基準にしてください。

２．障害者支援施設の在り方検討会の設置に向けて

（1）障害者支援施設の在り方の検討にあたっては、強度行動障害や療養介護を利用している重症心身障害者等も含めた地域移行を進めるための検討会として議論ができるようにしてください。

（2）上記の検討会には地域移行に取り組んでいる当事者（知的障害のある本人含む）、支援者等を委員に入れてください。

（3）地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターが権利条約及び総括所見に基づいて活動できるよう、制度の根本的な在り方含めて議論してください。

３．通勤や勤務時に介助等を確保するため就労支援特別事業と通学、就学時に大学等修学支援事業が実施されているが、報酬単価の低さ、手続きの煩雑さなどにより円滑に利用できない状況もあることから実態調査を実施し、よりよい制度に改善すること（最善策は重度訪問介護への一本化）。

【重要課題】

１．重度訪問介護はすべてが障害特有のサービスだと認めてください。

重度訪問介護利用者が介護保険の対象になった際、現状では、移動支援のみが障害特有のサービスであるとされているため、いわゆる「65歳問題」が後を絶ちません。これを解消するために重度訪問介護は居宅内のサービスを含めすべてが介護保険にはない障害福祉特有のサービスであると認めてください。

２．重度訪問の対象者および利用範囲の拡大（真のシームレス化を）

（1）児童、行動関連項目10点未満の人も対象にしてください。

（2）通勤・通学、就労・就学中も重度訪問介護をシームレスに使えるようにしてください。

（3）入院中もヘルパー利用ができるよう、受け入れる医療機関側の理解を徹底してください。

３．障害福祉サービスの自己負担を個人単位にしてください。

４．福祉人材（介助者）の確保奨学金返済を肩代わりしたり、介護人材の家賃補助をしたりする仕組みおよび、外国人人材の採用など、自治体の取り組みも参考にしながら国において介助者を確保するための方策を検討し、実施してください。

５．住宅の確保策（改修含む）

（1）障害のある人が住める住宅の確保するための家賃補助制度の創設してください。

（2）防音設備等を強度行動障害の人ための住宅改修の費目として対象に加えてください。

６．無年金障害者を解消し、障害者年金の支給額を見直すこと

７．喀痰吸引等を実施できる介護職員等を増やすための研修制度の見直しを

（1）不特定者の対象研修（1号・2号）の見直しとして、3号研修受講時に重複する項目を免除してください。

（2）人材を育成するために事業所にかかる負担の軽減をお願いします。

（3）実地研修指導者については、看護の報酬に連携加算があるように、指導加算のようなものを訪問看護事業所の報酬として設定し、介護事業所間の不公平感、負担感の軽減を検討してください。

（4）制度上の「これ（養成事業修了）に相当する医療者」とは、テキスト内で言われている「日頃からかかわる医療者」で統一してください。

【添付資料】

雇用・労働・所得保障部会は、「障害のある人も共に働き、共に暮らすことのできる社会」の実現を目指し、日々活動しております。こうした取り組みの中で、厚生労働省におかれましては、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟（インクルーシブ雇用議連）」を通じ、議員の皆様だけでなく、市民とも連携を深めながら政策の推進にご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。当会も、市民側の唯一の障害当事者団体として参画し、制度改革に向けた提言を重ねております。

私たち障害者が安心して働き続けるためには、単に雇用の場を確保するだけでなく、職場環境の整備や必要なサポートが欠かせません。以下の２つの項目は、現場の声を整理したものです。これらについてご検討いただくとともに、秋頃に意見交換の機会をいただければ幸甚に存じます。

1．障害者が働き続けることができるために以下のとおり合理的配慮等を確保すること

（1）現在、障害者雇用促進法に基づく職場介助者等の支援に関する期間の限定や住宅借上げ要件については、現実的でないことから支援メニューの見直しを行うこと。

（2）障害者が必要とする合理的配慮の確保に関する考え方と提供するためのプロセス及び差別やハラスメントに関する認識を高めるために以下の例を踏まえて具体的な事例を含む啓発教材を作成・配布及び研修の実施等により雇用主や労働者への周知の徹底と実効性を高めること。

例１：障害を理由とした差別及び侮辱的発言や不適切な職務配置。

例２：合理的配慮の不履行（必要な情報保障や適切な労働環境が確保されていない）。

例３：様々な状況を踏まえて合理的配慮を確保するための協議調整及び建設的対話を含めた具体例や確保方法。

2．障害者が職場で感じている問題を解決するための相談・調整機能を強化すること

（1）働いている障害者が職場で直面する問題に対する相談や支援及び調整機関が十分な対応ができていないことから障害者が雇用され働き続けることができるための労働環境や勤務状況等に関して「ビジネスと人権」の視点も踏まえて実態調査と実効性のある相談及び調整機関を設置すること。

（2）設置する相談及び調整機関については、国連の「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）」に基づき、人権侵害からの救済と人権保障を推進する権限が保障された政府から独立した機関とすること。

■スウェーデンの自立生活運動から学ぶ――ヘレナ・カルンストリームさん講演会レポート

写真：ヘレナ・カルンストリームさん講演会の様子

4月11日（金）に東京都庁にて、ヘレナ・カルンストリームさんの講演会を開催いたしました。ヘレナさんはスウェーデンで1980年代から自立生活運動に取り組んできた障害当事者です。

当日は会場で約40人、オンラインで約60人の方がご参加くださいました。また、早坂義弘東京都議会議員、斉藤りえ東京都議会議員もご参加くださり、ご挨拶を頂戴しました。

ヘレナさんは、介助者との関係づくりや、スウェーデンでの障害者の生活の現状、運動の課題等をお話しくださいました。私たち日本で運動する者にとって示唆に富んだお話だったと思います。長旅でお疲れの中、長時間にわたってご講演いただいたヘレナさんに感謝申し上げるとともに、ご参加下さった皆様に心から御礼申し上げます。

■【報告】2025年5月26日「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」第1回会合開催――脱施設・地域移行を加速できるか注目の検討会、ぜひ傍聴を

5月26日（月）に「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」の第1回会合が開催されました。本検討会は、令和6年度報酬改定において、障害者支援施設の在り方について今後の検討課題とされたことがきっかけとなり、設置された検討会です。

この検討会では、障害者権利条約および脱施設化ガイドライン、ならびに第7期障害福祉計画の成果目標を踏まえ、障害者支援施設が果たすべき役割や機能の在り方を改めて整理し、今後の障害福祉政策の方向性を議論することが目的とされています。

この日の検討会では、各委員からの意見発表が中心となり、地域移行の促進、意思決定支援、居住支援機能の整備、重度・重複障害者に対する支援の在り方など多岐にわたる論点が提示されました。出された主な意見のポイントは以下のとおりです。

まず、施設入所を前提としない地域生活支援の拡充が求められるという意見が複数の委員から出されました。施設での生活が本人の希望に基づかない形で継続される状況を打破し、選択肢としての地域生活を実現可能とするための制度設計や支援体制の整備が必要とされました。特に青年期からの段階的な移行支援の重要性が指摘されました。

また、意思決定支援については、本人の自己決定を可能とする支援体制の強化や、入所施設におけるアセスメント過程での体験的取り組みの導入が提案されました。さらに、施設のハード面（個室化・小規模化）だけでなく、地域との接続機能、相談支援の強化、専門性の地域への還元を重視する意見が出されました。

一方で、施設の役割として緊急対応機能や医療的ケアを必要とする重度障害者の受け皿としての機能の維持を評価する意見もありました。高齢化した障害者や医療的ケアが必要な者にとって、施設は不可欠な社会資源であるとの認識のもと、地域との連携を前提とした施設機能の再構築を求める意見などもありました。

DPIからは事務局次長の今村が委員として出席し、今回厚労省から示された論点について、意見を述べました。

まず、検討会の出発点として、国連障害者権利条約に基づく2022年の総括所見および脱施設化ガイドラインの実現を明確に掲げることが必要であるとして、検討会の議論の方向性について提起しました。

そのうえで、示された論点に対して、以下4点の意見を述べました。

１．個室化やユニットケアなど施設整備の推進は、地域移行の遅れを生む危険性がある。施設整備よりも予算の地域移行への再配分、地域生活支援基盤の構築に軸足を移すべきである。

２．重度障害者の地域移行には、家族介護依存からの脱却と長期的な伴走支援が不可欠であり、幼少期からの段階的支援、ピアサポートの活用、地域移行専任の支援人材の配置などが必要である。

３．「親なき後」問題を解決するためには、新規入所ではなく地域生活の継続を支える制度設計が求められる。その手段として、意向確認マニュアルの活用が有効である。

４．人材不足を背景に、報酬制度の簡素化（訪問系サービスの再編、加算の内包化等）により事務負担の軽減を図るべきである。

この第1回の検討会で出された意見を踏まえて、論点を整理し、次回の検討会ではさらに議論を深めていく予定となっています。

▽地域生活部会の活動記事は、以下URLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/community/

P.8～14

２．バリアフリー部会

○第4次基本方針まとまる〜2026−２０３０年のバリアフリー整備目標〜

５月３０日（金）に開催された第１５回「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」で、2026年から2030年までの第４次バリアフリー整備計画がほぼまとまりました。鉄道では、新たに「プラットフォームと車両の段差・隙間を縮小している番線数」が目標に加えられ、２０３０年度末に4０００番線を目指すことになりました。また、障害者対応券売機と拡幅改札口も整備目標に加えられ、原則１００％が目標となり、ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数も４０００番線に目標が引き上げられました。

小規模店舗、賃貸共同住宅、高速バス等のバリアフリー整備が進まない９課題については、継続的な課題と位置付けられました。8月には最終案が確定する見込みです。

○サイトラインの確保等に係る検討WG

本年６月から劇場やスタジアム等の車椅子用席は総席数の0.5%以上設けることが義務化されましたが、前の人が立ち上がっても視界が遮られないように高低差をつけて車椅子席を作るサイトラインの確保については、２年間議論を重ね、ようやくまとまりました。新たに、省令を改正して建築確認申請書類にサイトライン等の確保を検討したか記載する欄を設けることになりました。これを含めて以下の5つの取り組みを実施して、実効性を確保するということです。

①C値等の設計手法の位置付け（建築設計標準への記載）　\* C値とはサイトラインが確保できているか計算する手法です。

②施設種別毎の詳細設計手法の策定（業界団体によるガイドライン等の策定）

③サイトライン等検証の原則化（省令を改正し、確認申請書類において、サイトライン等の設計の考え方（1、2等）の記載を要求）

④当事者参画の推進（当事者参画ガイドラインの策定）

⑤公共建築物における率先的取り組みの推進（各省営繕部局への協力依頼、各自治体への助言発出）

○当事者参画ガイドライン

上記④の「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準別冊）」が5月に策定されました。東京オリパラに向けて建設された国立競技場では、多様な当事者が参画してユニバーサルデザインワークショップを20回も開き、当事者の意見反映を行いました。こういった当事者参画を全国広めるために国交省が策定したガイドラインです。25ページ程のものですが、当事者参画の意義や留意事項、実際の事例も多数紹介しております。

○【JICAビデオ教材】インクルーシブな社会を目指して〜障害者運動から見た日本の物理的バリアフリーと街づくり〜

日本のバリアフリーはどのように進展したか、当事者のインタビューをもとに振り返るビデオ教材をJICA作ってくれました。尾上副議長、佐藤事務局長をはじめDPI関係者が多数出演しています。障害者運動が社会を変えてきたことがとてもよくわかリます。日本語だけでなく、英語版、スペイン語版もありますので、世界中の方々に見てほしいです。

・日本語版　https://youtu.be/Hbbtifayv9o

・英語版　https://youtu.be/pZr8qggdb5w

・スペイン語版　<https://youtu.be/nI45_RQpW-k>

ホームページに掲載・報告した記事

■東京駅　東海道新幹線のホームと車両の段差・隙間縮小対策箇所等の検証に参加してきました！

写真：東海道新幹線のホームでの車両の段差・隙間縮小対策箇所等の検証の様子

2025年1月21日（火）、東京駅のJR東海新幹線ホームにて段差・隙間解消対策箇所等の検証が行われ、DPI日本会議バリアフリー部会メンバーの他、複数の車いすユーザーが参加しました。

東海道新幹線の東京駅と新大阪駅のホームでは、11号車の車椅子スペースへの乗降口が段差と隙間を無くすように整備されています。今回の検証は、このホームと車両の段差・隙間解消対策箇所等の利用しやすさを評価するとともに、今後のサービス内容等に関する意見交換を行うというものです。

対象駅は東京駅（16・17番線、18・19番線11号車乗降口。14・15番線はホームが曲がっているため段差と隙間は解消されておりません）で、車いすユーザー2～3名ずつのグループに分かれて行いました。今回の検証には、JR東海、エコモ財団、私たちDPIメンバーの他にも国交省からも大勢の方が参加され、当事者の話をよく聞いて写真やメモを取っている姿が印象的でした。

■第13回移動等円滑化評価会議報告〜バリアフリー整備の現状と今後の課題〜

3月5日（水）に移動等円滑化評価会議が開催されました。この会議は2018年のバリアフリー法改正で設けられた当事者評価の仕組みで、半年に一回開かれており、今回が13回目となります。

今回の議題は、①移動等円滑化の進展状況について　②第12回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況　③国土交通省等におけるバリアフリー関係の取り組み事例について ④その他 でした。

旅客船や航空は目標をクリアするものが多く、整備が進んでいるように見えますが、指標自体が不十分なものだったり、利便性という観点が考慮されていなかったりするため、100%達成されても利用しやすいとは言い難い状況です。これらの指標の見直しも必要となっています。さらに委員から指摘されたように、様々な課題があり、まだまだやるべきことは多いのです。

2026〜2030年のバリアフリー整備目標（第4次基本方針）は、現在「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」で議論されており、3月末の検討会で中間まとめが示され、夏には確定する予定です。誰もが自由に移動し、楽しめる社会を実現するために、今後も働きかけていきたいと思います。

■国交省バリアフリー関係の検討会報告①「建物関係の取りまとめ〜サイトラインの確保、当事者参画ガイドライン、建築設計標準の見直し〜」

建物関係では、1月28日（火）に第4回サイトラインの確保等に係る検討WG（最終）が開かれ、3月7日（金）には第8回高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議が開催されました。　以下、議論された項目です。①サイトラインの確保　②当事者参画ガイドラインの策定③建築設計標準の見直し④公共建築工事における当事者参画の実施割合の目標設定

国は5年ごとにバリアフリー整備目標を設定して、整備を推進のために2026年から2030年までの第4次基本方針の議論をしています建築分野で新たに「公共建築工事における当事者参画の実施割合」が目標項目に加えられることになりました。これは公共建築物において、当事者参画を推進するもので、当事者参画で当事者の意見反映を目指したものです。歓迎する取り組みだと思います。

■国交省バリアフリー関係の検討会②「鉄道関係取りまとめ〜2026-2030の鉄道のバリアフリー整備目標決まる！〜」

2月17日（月）に「第4回鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会」が開かれ、第4次基本方針（2026-2030年のバリアフリー整備目標）がまとまりました。

新たに整備目標に、①プラットフォームと車両の段差・隙間を縮小、②障害者対応型券売機、③拡幅改札口が加わりました。特に段差と隙間の解消については、2023年末時点で2,169番線整備されていますが、2030年度末までに目標値4,000番線となりました。これにより、各事業者で車椅子での単独乗降が可能な駅が増えていくものと思われます。

■【JICAビデオ教材紹介】インクルーシブな社会を目指して〜障害者運動から見た日本の物理的バリアフリーと街づくり〜

JICAが日本の障害者運動と街づくりに関するビデオを作成しました。本ドキュメンタリー動画は、日本における障害者運動の歴史をたどりながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指してきた人々の声と歩みを紹介しています。障害者権利条約やSDGsの理念を背景に、バリアフリーの街づくりの重要性が語られ、当事者による実体験と社会変革のプロセスが丁寧に記録されています。DPI日本会議から尾上、佐藤、DPI加盟団体のあいえるの会の白石さん、橋本さん、STEPえどがわの工藤さんも出演しています。ぜひご覧ください。

○日本語版　https://youtu.be/Hbbtifayv9o

○英語版（English Version）　https://youtu.be/pZr8qggdb5w

○スペイン語版(Spanish Version)　 <https://youtu.be/nI45_RQpW-k>

＜ビデオの内容＞

00:00 第１章　障害者権利条約とSDGs「誰ひとり取り残さない」社会

01:34 第２章　日本の障害者運動の歴史

15:02 第３章　障害者運動の結果として得られた好事例　オリンピック・パラリンピックを背景とした当事者参画によるインクルージョンの進化

26:00 第４章　終わりに　国際協力における計画段階からの当事者参画の重要性

■2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドラインが策定されました！

2027年に横浜市内で開催される国際園芸博のアクセシビリティ・ガイドラインが策定されました。2021年の東京オリパラのガイドラインである「TOKYO2020アクセシビリティ・ガイドライン」、4月から開催される大阪関西万博の「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」をベースに昨年９月から検討会とワーキングを開き、議論してきたものです。施設整備のガイドラインとしてとても参考になると思います。当事者参画で策定されましたので、ぜひご覧になってください。

▽アクセシビリティに関する取組み（外部リンク）

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

■JR九州・東日本で車椅子席のネット予約＆障害者割引IC対応へ

R東日本の「えきねっと」ではマイナンバーカードと紐づけることで、新幹線の車椅子席の予約と障害者割引乗車券の決済ができますが、JR九州でも同じ方法で4月1日（火）からネットでの予約＆決済が始まりました。新幹線の車椅子席の予約とともに、障害者割引乗車券の決済がネットで出来ますので、窓口に行かなくても乗車できるようになり、格段に利便性が向上しました。

JR九州のICカード「SUGOKA」も、障害者と介助者の割引カードが導入されます。なお、JR東日本では3月15日（土）から「えきねっと」で特急の成田エクスプレスと湘南の車椅子席予約、障害者割引乗車券のネット決済も可能になりました。

■【終了】建築設計標準の見直し＆当事者参画ガイドラインが策定されます！パブリックコメント4/30まで！

建物のバリアフリー整備ガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されます。また、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（案）が新たに策定されます。

この2つのパブコメが4月30日（水）まで実施され、DPIではホームページやSNSで広く周知し、皆さんに意見を送るよう呼びかけを行いました。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」は非常に量が多いのですが、具体的な数値も入ったガイドラインで、非常に重要です。今回、簡易多機能トイレが削除されるなど、大きく変更しています。当事者参画ガイドラインは、2020東京オリパラを契機に当事者参画が進み、より、当事者参画を進めようと今回初めて策定されるものです。

■2026年からのバリアフリー整備目標中間まとめが出ました！主要課題の対応方針およびバリアフリー法に基づく基本方針における第４次目標の中間取りまとめ

202４年5月から議論をしてきた2026年から2030年までのバリアフリー整備目標である「第4次基本方針」の中間まとめが公表されました。

鉄道においてはホームドアの設置が4000番線に引き上げられ、新たな目標項目として、ホームの段差と隙間の縮小（4000番線）、障害者対応型券売機や拡幅改札口も加わりました。

主要課題として以下の3点が設定されました。

１．地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくりのあり方、２．心のバリアフリー・外見からは分かりづらい障害への対応の更なる推進のあり方、３．バリアフリー分野のICT活用・当事者参画の更なる推進のあり方

しかし、長距離バス（リフト付きバス）は目標25％に対して現状9％と低調で、これは交通バリアフリー法が制定された2000年時点からほとんど進展がありません。また、小規模店舗のバリアフリーについては義務基準がなく、全く進展していません。

このように長きにわたって進展していない分野がいくつかあり、DPIでは個別に国交省に対して働きかけを行っております。さらなるバリアフリー整備を推進するために、今年度も引き続き働きかけを続けていきます。

■航空機搭乗時に差別的取り扱いが頻発しています〜診断書の提出、電動車椅子のバッテリーの取り扱い〜

航空機に車いす使用者が搭乗する際に、医療的ケアが必要ないにも関わらず診断書の提出を求めたり、電動車椅子のバッテリーの梱包を自分でやるように求めたりするなど、差別的な対応が頻発しています。

１.診断書の提出

スリランカ航空を利用しようとした車いすユーザーが、医療的ケアが必要ないにも関わらず、診断書の提出を求められました。さらに、周りの人に対して不快感を与えるかチェックする項目もあったということです。

スリランカ航空の事例は国交省が対応してくださり、無事に改善されました。他の航空会社でも同じような対応を求める事例があり、そちらも国交省にお願いして働きかけて頂いております。

２．電動車椅子のバッテリー

Peachアビエーションの航空機を予約した電動車椅子ユーザーが、peachから電動車椅子のバッテリーを取り外して受託手荷物として預けること、梱包も自分でやることを求められた、という相談がありました。バッテリーはヤマハの簡易電動車椅子のもので問題なく搭乗できるタイプものです。

国交省に依頼して、peachに確認していただいた結果、通常の電動車椅子と同じように航空会社が梱包することが確認され、搭乗できることになりました。

このように航空会社に差別的な対応を求められた時は、ぜひ、DPIにご連絡ください。国交省にお願いして、改善してもらいます。

■6/1（日）からJR東日本越後線の一部の駅で乗務員によるスロープ介助がスタート！

6月1日（日）から、JR東日本の越後線の一部駅で乗務員による携帯スロープを利用した乗降介助が始まりました。

乗務員によるスロープ介助は、2022年からJR九州、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国の一部の駅で実施されています。

JR東日本では、青梅線、総武本線、成田線、外房線、内房線、久留里線、相模線、両毛線の一部駅で実施されており、このたび、越後線でもスタートすることになりました。ぜひ、乗ってみてご意見をお寄せください。

■自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟総会への出席、各省庁と政策を議論

5月29日（木）に自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟の総会が開かれ、13の障害者団体等が出席し、中央省庁から2025年度の障害関連予算の説明がありました。

DPIの意見

（１） 新幹線・特急の車椅子席のWEBでの予約と決済

インバウンドでみどりの窓口はいつも行列。さらにみどりの窓口自体も減らされてきており、WEBでの予約決済は重要。JR各社ではアプリ等で切符の予約・決済ができる。利用してみて、問題があることがわかった。JR東日本のえきねっと→車椅子席の予約と障害者割引乗車券で購入できるが、障害者と介助者がセットだと購入できない→窓口に行かないと買えない。JR東海EXプレス予約→車椅子席は予約できるが、障害者割引乗車券を購入できない→窓口に行かなければ買えない。私たち障害者は特別の権利を求めているわけではない。健常者が得ている移動の自由と同じ機会を得られることを求めているだけ。このように著しく大きな格差が生じている。是非とも、迅速に改善していただけるように、働きかけをお願いしたい。

（２） 高速バスのバリアフリー化

ノンステップバスの普及は現在71％だが、リフト付きバスは現在9％しか導入されていない。これはバリアフリー法ができた当初からほとんど増えていない。バスターミナルのバリアフリー化は93％と進展しているのに、車椅子では乗れるバスがほとんどない。これは基準適用除外申請という制度があり、事業者が申請したらバリアフリー化が免除されるためである。バリアフリー法ができた2000年頃は、リフト付きバスは開発されていなかったが、今では複数のメーカーから車両が開発され、空港アクセスバスで導入が進められている。高速バスでしか行けない地域もあり、バリアフリー化は不可欠。この基準適用除外制度を廃止して、高速バスのバリアフリー化を進展していただきたい。

▽バリアフリー部会の活動記事は、以下URLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/traffic/

P.15～26

３．権利擁護部会

○改正災害対策基本法

「被災者援護協力団体」という国の登録制度が新たに創設され、登録団体は市町村から被災者等の情報の提供が受けられるようになりました。しかし、この被災者援護協力団体の要件に、「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの（第33条2第３項２号ホ）」という障害を理由とした欠格条項が作られてしまいました。

国会審議でも、心身の障害を理由に一律に障害者が登録できないことがあってはならないという指摘があり、内閣府令２（４）被災者援護協力団体の登録欠格案件について②では、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」という記述になりました。多少は改善されていますが、法律に「心身の障害により」という記述があるため、障害者が排除されかねません。DPIでは、内閣府から通知やQ&Aを出して、障害者を排除するものではないと明確に示すように働きかけています。

○車いす国賠訴訟

岐阜刑務所で歩行が困難な受刑者が車椅子の貸与を認められず争っていた国家賠償請求訴訟では、一審に続き6月の名古屋高裁でも認められませんでした。これは、障害者への合理的配慮の不提供を正当化する不当判決であり、DPI日本会議では6月20日に「車いす国賠訴訟名古屋高等裁判所判決に対する声明文」を発出しました。

○成年後見制度見直しに向けた動向と世界の動き　DPI全国集会権利擁護分科会

2022年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見では、成年後見制度を廃止するように勧告されています。これを受けて国では現在、見直しが進められています。分科会では、法務省から現在の状況をお話しいただき、池原弁護士からラテンアメリカでの成年後見制度見直しの状況、青木弁護士から見直しのポイント、沖縄県自立生活センター・イルカの早坂さんから実際に後見を行っている現状をお話しいただきました。

■声明：「障害者に対する偏見や差別のない共生社会実現に向けた行動計画」に関するDPI日本会議意見

1月7日（火）、2024年12月27日に政府が策定した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」について、障害当事者の声を十分に反映し、優生思想に基づく差別や偏見の根絶を確実にするための見直しと補充を求める意見書を公表しました。

共生社会の実現に向け、より実効性のある施策が講じられるよう、政府に早急な対応を求めます。

2025年1月7日

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に関するDPI日本会議意見

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

DPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国90の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて運動を行っている。

さて、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」は、2024年12月27日に「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下 行動計画）を決定し、公表した。

この行動計画は7月17日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団との面会の際に、岸田総理が「優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けては、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築してまいりたい」と表明し、原告や障害者団体等のヒアリングを実施してまとめたものである。

公務員の意識改革に向けた取り組みとして障害当事者を講師とする研修を実施すること、旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用等これまでにない取り組みが盛り込まれているが、優生思想に基づく障害者への差別や偏見をなくすためには、十分な施策とは言い難い。

１．当事者ヒアリングで示された点の重要性

第2回幹事会以降の当事者ヒアリングや個別ヒアリングでは、以下の問題の改善が指摘された。

「人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すること」

「障害のある人とない人が共に学び共に育つ教育を推進すること」（環境整備一般ではなく、共に学び育つ教育の推進）

「障害のある人が結婚・出産・子育てをする上で、何でも相談できる窓口や第三者の支援が必要であること」

「障害のある女性への複合差別の課題を踏まえ、性被害の防止や就労支援など、障害のある人のジェンダーを意識した施策の展開が重要であること」

「優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐこと」

当事者からのヒアリングを実施し重要な指摘がなされたことは評価したいが、一方で、行動計画として示された取り組みの中には、ヒアリングでの指摘事項に応えていないものがある。

2.今後の見直しの必要性

行動計画では、「ヒアリングでの障害当事者等の意見を受け止め、記憶を風化させないようにするための方策、人権侵害に迅速に対応する実効性のある体制の構築など、Ⅱに掲げた問題意識について引き続き検討する」「その際、今後予定されている国会による旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに…法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施するものとする」と記されている。

また、「障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則である。この計画の内容については、必要な施策について速やかに実行に移しつつ、進捗状況について定期的に評価し、障害者基本法に基づき多くの障害のある方が委員として参加する障害者政策委員会における報告や意見聴取を経て、次期障害者基本計画などにも反映させていく」とある。

これらの点を踏まえて、早急に障害者政策委員会を開催し、報告と意見聴取を行い、見直し・補充を行うことが必要である。特に見直しや補充が必要な点は、以下の通りである。

（１）優生思想に基づく差別や偏見をなくすことを法律に明記する

旧優生保護法によって日本社会には優生思想に基づく障害者差別が広まり、社会全体に根付いている。2022年10月に国連障害者権利委員会から出された総括所見では、「20(a) 策定、実施及び定期的な評価に障害者の緊密な参加を確保しつつ、障害者に対する否定的な定型化された観念、偏見及び有害な慣習を排除するための国家戦略を採用すること」と勧告されている。

行動計画には法改正や新たな法律の策定について触れられていないが、優生思想に基づく障害者に対する差別や偏見を無くすためには、法律に明記することが不可欠である。障害者関連法のベースとなる障害者基本法を改正し、優生思想に基づく障害者への差別や偏見をなくすことを明記していただきたい。

（２）障害者権利条約が求めるインクルーシブ教育への転換

同じ場で共に育ち学ぶインクルーシブ教育は、障害者権利条約では締約国に求めてられており、今や世界のスタンダートとなっている。日本は「インクルーシブ教育システム」という独特の解釈で、実質的な分離教育を続けている。優生思想に基づく差別や偏見を無くすためには、子どもの頃から同じ場で共に学び育つインクルーシブ教育への転換が不可欠である。

（３）障害女性の複合差別

昨年、国連女性差別撤廃委員会が出した第9回日本政府報告書に対する総括所見では、障害のある女性の複合差別に関わることが以下勧告された。

・政治および公的生活への平等な参加：障害のある女性など、マイノリティ女性が、自分たちの生活に影響をあたえる意思決定システムに十分代表されていない（パラ35（e））。そのため、マイノリティ女性が意思決定システムに代表を送れるよう、一時的な特別措置を含む具体的措置をとること（パラ36（e））。

・障害のある女性の雇用、健康、社会生活への参加のための平等なアクセスを勧告する（パラ48）。さらに、障害者差別解消法を改正し、交差的な差別を明確に取り上げ、交差的差別を禁止し、適切な罰則を規定するよう勧告する（同（ｂ））。

・知的障害を含む障害のある女性を、性と生殖に関する保健サービスへのアクセス、差別からの保護、ケアを拒否した医療機関の責任の追及をすること（同（ｃ））。2024年10月30日CEDAW勧告抜粋（DWNJ仮訳）

上記の勧告も踏まえ、性被害の防止や就労支援など、障害のある人のジェンダーを意識した施策の展開を進めることが不可欠である。そのために、政策決定過程への障害女性の参画を進めること等が必要である。

（４）子育て等の希望する生活の実現に向けた支援に関する具体的取り組み

事例集や解説動画などの周知が中心になっているが、具体的な人的支援の拡充や人的確保を含めた施策が必要であり、そのため当事者を交えた検討が不可欠である。

（５）パリ原則に基づいた政府から独立した国内人権機関の設置

パリ原則に基づいた国内人権機関は、国家人権機関世界連盟（GANHRI）等によると約１２０カ国に設置され、先進国でないのは日本くらいである。差別を受けたときに相談でき、差別的取り扱いを改めさせることができる国内人権機関が日本になかったことは、旧優生保護法被害者が長年に渡って救済されなかった一因でもある。人権侵害からの救済を図り、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の運用状況をモニタリングし、人権教育を推進するためにも、パリ原則に基づいた政府から独立した国内人権機関の設置が急務である。

（６）その他の取り組み

上記の他にも、希望する生活の実現のためには、地域生活基盤の整備、地域移行のための居住支援、住宅や小規模店舗のバリアフリーの推進、共に働く雇用労働の場、複合差別の解消、障害文化芸術の推進、障害を理由とした公立高校の定員内不合格の禁止、インクルーシブ保育の推進、内閣府障害者政策委員会の機能強化、当事者参画による施策の策定、優生思想をなくす拠点としての資料館の創設等も必要である。

政府におかれては、優生思想に基づく差別や偏見を無くし、共に学び育つ共生社会の実現のために、是非とも早急な見直しと補充を求めたい。

■【終了】4月5日（土）岐阜合理的配慮訴訟オンライン集会「障害のある受刑者と車椅子を利用する権利」

岐阜県で行われた合理的配慮の提供を求める裁判で、不当判決が下されました。

歩行が困難な受刑者に10年以上も車いすの貸与を認めなかったという明らかな人権侵害が、裁判所によって容認されてしまったのです。

このままでは、障害者差別解消法が形骸化してしまいます。高裁での控訴審では、なんとしても勝たなければなりません。そこで、裁判を支えるためにオンライン集会を開催し、大野鉄平弁護士から経過をお聞きしました。

■全国初！！強制不妊手術公文書開示命令の判決が確定しました！！（滋賀県優生保護法被害者情報公開請求訴訟）

京都新聞社は、優生保護法（1948年～1996年）下で障害者らに行われた強制不妊手術に関する公文書を非開示とした滋賀県の対応が、情報公開条例に反するとして提訴していました。京都新聞社は2017年、強制不妊手術の適否を審査していた「滋賀県優生保護審査会」に提出された文書の開示を滋賀県に請求しました。しかし、滋賀県は1968年～1977年ごろに作成された審査会文書（449カ所）の大半を非開示としました。

これに対し、京都新聞社は「滋賀県の対応は情報公開条例に違反する」として2020年に提訴しましたが、この裁判が結審し、判決が確定しました。

最高裁第2小法廷（岡村和美裁判長）は、京都新聞社、滋賀県双方の上告を退ける決定をしました。最高裁は2月12日付けで滋賀県に対し、手術の根拠となった可能性が高い生活歴や病歴、手術に関与した医療機関の名称などの開示を命じた一、二審判決が確定となりました。この裁判では優生保護法下における強制不妊手術を進めた国の方針と社会的な背景から真相を解明する資料として極めて重要なものと捉えて滋賀県に情報公開を求めていました。

今回の最高裁の決定を受けて、全国各地で強制不妊手術にかかわる情報が開示されて、母体保護法下においても根強く残る障害者に対する優生思想による認識が見直されることを切に願って報告といたします。

昨年2024年9月28日に、京都に「旧優生保護法による被害者とともに歩む京都の会」が発足しました。3月1日には「優生保護法補償金支給法」と題して、京都弁護士会館地下大ホールにて学習会(参加者約80名)を開催し、最高裁判決の内容や今後の支給にかかわるサポート弁護士への相談など、新たな被害者の方への支援について講演いただきました。

※滋賀県優生保護法被害者情報公開請求訴訟とは

2023年3月の一審大津地裁判決では対象者の高度傾向や症状、治療経過、手術をした病院名や手術内容等を記した公文書を開示すべきと判断。滋賀県が黒塗りした347カ所の8割を超える225カ所の開示と61カ所の部分開示を認めた。昨年2024年5月の二審大阪高裁でも開示対象の一部に変更はあったが一審判決をほぼ支持した。

■声明：岐阜地裁「車いす国賠訴訟」判決に強く抗議―合理的配慮を否定する不当判決にNOを

2024年10月30日、岐阜刑務所の受刑者であるAさんが、車いすの貸し出しを認められなかったのは合理的配慮の不提供であり障害者差別にあたるなどとして国に賠償を求めた裁判で、岐阜地方裁判所は「医療的に見て車いすが必要な状態ではなかった」などとして原告敗訴判決を出しました。

この判決は不当判決であり、許されるものではありません。DPI日本会議は、本日この判決に対する声明文を出しました。

2025年３月25日

車いす国賠訴訟岐阜地方裁判所判決に対する声明文

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

2024年10月30日、岐阜刑務所の受刑者が、車いすの貸し出しを認められなかったのは障害者差別にあたるなどとして国に賠償を求めた裁判で、岐阜地方裁判所は「医療的に見て車いすが必要な状態ではなかった」などとして訴えを退けました。

この訴訟は、岐阜刑務所に服役する７３歳の受刑者Aさんが、自力歩行が困難であるとして、複数回にわたって車いすを貸すよう刑務所側に求めましたが、３年前まで認められませんでした。それに対して、刑務所の判断は障害者権利条約などに規定されている障害者差別にあたるなどとして国に１５０万円余りの賠償を求めていた裁判です。

しかし、判決では「原告は刑務所の日常生活で壁などを支えにしながら両足で立つことができていた。継続的に医師の診察を受け、『車いすの使用を認めるのが相当』との所見が示されることはなかった」とし、「医療的にみて車いすが必要な身体状態ではなく、歩行器を用いるなどして移動することも可能だった。車いすを貸与しなかったことが障害者差別に該当するとは言えない」として原告敗訴としたものです。

しかし、この判決には重大な誤りがあり、到底承服できるものではありません。Aさんは床を這って入浴等に出ていた事情からすれば、車椅子を含む歩行補助具が必要であったことは明らかであり、車椅子を必要とする身体状態になかったとする原判決は根本的に認識が誤っています。

そのような状態であったAさんが繰り返し車いす貸与を求めたにもかかわらず岐阜刑務所長はそれを拒否しており、その判断過程に障害者の権利保障ための適正な手続きがとられた形跡はまったく認められません。Aさんの意向を考慮することなく車椅子の貸与を不許可としており、建設的対話を実施していないという意味でも、同所長が合理的配慮を提供したと認めることは全くできません。

また、障害者差別解消法上の合理的配慮は、過重な負担がない限りそれを必要とするすべての障害者に提供されなければなりませんが、刑務所側に過重な負担があったとは到底言えません。障害者差別解消法の法務省対応要領に照らしても、合理的配慮が提供されていたとは到底言えません。

さらに付け加えれば、裁判で提出された書証から、歩行訓練を実施するために車椅子の使用を禁止しており、歩行訓練を目的とした車いすの禁止が医療上の措置に該当するとは明白であり、岐阜刑務所長の措置は、意思に反した医療上の措置として刑事被収容者処遇法６２条１項に違反します。しかも現在では、さらに障害の重度化が進む結果をもたらしています。

Aさんは犯した罪を償っています。罪を償うのも障害のない人と平等に償うべきで、障害があることで障害者のみが障害のない人と比べて不利になることは、刑務所であろうがどこであろうが許されるものではありません。

この岐阜地裁の判決の内容を認めてしまえば、合理的配慮の提供の義務というものが全くの絵にかいたもちになってしまいます。DPI日本会議は強く抗議するとともに、名古屋高等裁判所での控訴審においては、岐阜刑務所の合理的配慮の不提供の事実を認め、Aさんに対して責任を取らせる判決を望みます。そしてそのような判決が出るまで、今後、連帯して闘っていきます。

■ 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県条例」施行10周年記念式典＆パレードに参加してきました。

写真：パレードの様子

茨城県は国に先駆けて2015年から障害者への差別を禁止する条例を施行してきました。このたび10周年ということで、「茨城に障害のある人の権利条例をつくる会」が主催して、記念式典とパレードが実施され、DPIのメンバーも参加させていただきました。

当日はお天気に恵まれて穏やかな日差しの中、茨城県庁前の県民広場で記念式典が開かれました。条例策定に尽力された県会議員の方々や県の担当者からお祝いの挨拶があり、くす玉を割って、みんなで10周年を祝いました。

そのあとは参加者全員で「分離教育ではなく、インクルーシブ教育！」「『思いやり』と人権は別物！」「入所施設ではなく、自立生活！」「無人化で取り残さないで！」といったコールをしながら、1.6kmほどパレードを実施しました。ゴール地点には10周年を祝うケーキも用意されて、みんなで美味しくいただきました。

日本で法律や条例を祝うということはあまりありませんが、たくさんの障害者でお祝いする、条例をベースにより良い社会を目指すことをアピールするのはとても重要だと感じました。

この条例は、作る会の皆さんが県内各地で学習会やイベントを繰り返し開き、県会議員の皆さんや県へ粘り強く働きかけを続けて、成立したものです。茨城県では毎年100件以上の相談があり、どうなったかを相談事例集にまとめて公表しています。相談窓口の対応によって、多くの差別事例が解消されていることがよく分かります。

障害当事者が作った条例をこれからも活用し、バージョンアップして育て、日本のモデルになって欲しいと思います。参加された皆様、茨城県のみなさま、おめでとうございました。

■ 【報告】成果報告会「障害者基本法改正から国内法制度のバージョンアップを！〜法改正で解決したい10テーマをもとに考える〜」（キリン福祉財団助成事業）

写真：成果報告会の様子

DPI日本会議は、2022年度から3年間にわたり、公益財団法人キリン福祉財団の助成を受け、「障害者権利条約の審査・総括所見を活用した国内法制度整備事業」に取り組んできました。本事業は、2022年10月に国連の障害者権利委員会が日本政府に対して発出した総括所見を踏まえ、国内法制度の「バージョンアップ」を進めることを目的としています。

この3年間、障害者基本法の改正に向けた提案や、地域ごとの課題解決に向けたタウンミーティングの開催など、多岐にわたる取り組みを行ってきました。本報告会では、3カ年計画の最終年である今年度の取り組みについて報告し、これまでの成果の総括とともに、今後の展望についても議論しました。

成果報告では事務局次長の白井から、助成事業3年間の取り組みについて概要説明を行い、今年度の取り組みと成果について報告しました。大分、群馬、静岡の3か所で開催されたタウンミーティング、関係団体との連携を通じた基本法改正への働きかけ、韓国などの海外事例研究などの実施状況について報告しました。

続いて、行政報告では内閣府障害者施策担当の古屋勝史参事官から障害者差別解消法の改正とそれに伴う基本方針等の見直しについての説明と内閣府に設置されたつなぐ窓口の利用状況および具体的な対応事例を紹介していただきました。

つなぐ窓口については開設以来、4000件以上の相談が寄せられたこと、また、つなぐ窓口が取り次いだことで実際に解決に至った事例や解決至らず課題が残った事例についてもお話しいただきました。その他、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の策定経過および行動計画の概要についてもご説明いただきました。行動計画の策定にあたっては、有識者の協力を得て当事者からの意見を聞いて成果をとりまとめるようにという当時の岸田総理からの指示を受け、当事者団体からたくさんヒアリングをし、それを行動計画に反映されたということでしたが、そのすべてを受け止め切れてはいないとして、法制度の在り方も含めて、引き続き検討をしていくということでした。

○パネルディスカッション「障害者基本法改正で解決したい課題を語ろう！」

後半のパネルディスカッションでは、障害者基本法改正で解決したい課題として5つのテーマについてお話しいただきました。事務局次長の今村からは脱施設・地域移行について、令和6年度の報酬改定のうち地域移行にかかわる改善点として、地域生活支援拠点等の機能強化として拠点コーディネーター配置の加算の仕組みができたこと、施設入所者への意向確認の義務化などを挙げつつ、一方で課題としてずっと指摘され続けている重度訪問介護の国庫負担基準の問題などについて指摘をしました。

また、脱施設・地域移行に向けた今年度のDPIの取り組みとして、脱施設勉強会の開催や、パンジーメディアが製作された大空へはばたこうの上映運動、障害者支援施設の在り方に関する調査研究への参加の3つが報告されました。最後に、障害者基本法の改正におけるポイントとして、『可能な限り地域で生活する』という表現を削除し、『地域生活が原則である』という明確な規定を設けることが必要であると指摘しました。

議長補佐の崔からはインクルーシブ教育の先進事例として、大阪のともに学ぶ教育と群馬で令和6年度にはじまったインクルーシブ教育推進モデル事業について報告しました。豊中市の南桜塚小学校を取り上げ、基本的にすべての子どもたちが、通常の学級にいてともに学ぶ豊中方式、原学級方式によるインクルーシブな教育の取り組みを紹介しました。

群馬県の事例については時間の関係で簡潔な報告となりましたが、群馬県のインクルーシブ教育推進モデル事業のモデル校になっている上陽小学校に見学に行った際の様子についても報告がありました。

また、韓国のバリアフリーに関する訴訟事例では、バリアフリーに関する法律が不十分であると裁判を起こした結果、最高裁で勝訴し小規模店舗のバリアフリーが進められた経過について説明されました。裁判の意義として、時代の流れに沿って法律や制度を変えなかったことに対する国の不作為を認めたこと。他にも制度があるからいいということではなく、法律に問題がある、法律の運用の仕方に問題があるということを認めた点にあるということでした。まだ新しい建物などに限られているので、既存の小規模店舗がどうなっていくのかが今後の課題となっているようです。

議長の平野からは障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について、以下の5点が課題であると指摘しました。

（１）優生思想に基づく差別や偏見をなくすことを法律に明記する

（２）障害者権利条約が求めるインクルーシブ教育への転換

（３）障害女性の複合差別等、ジェンダーを意識した施策への転換

（４）子育て等の生活の実現に向けた支援に関する具体的取組み

（５）パリ原則に基づいた政府から独立した国内人権機関の設置

また、障害女性の複合差別については今後の課題として、国においては、障害者権利条約委員会からの総括所見（勧告）に真摯に向き合い、省庁横断的課題である複合差別の解消に取組む姿勢が強く求められるとし、障害女性の直面してきている複合差別には、障害女性のみならず、もちろん障害を持つ男性たちにも、さらには性的マイノリティの人たち、声が出しにくい子どもや高齢の皆さん、外国にルーツを持つ人たち、被差別部落の人たち等の問題解決に通じる重要な課題があると述べました。

パネルディスカッション後の質疑応答では、参加者から脱施設・地域移行の課題について、特に施設に取り残されている行動障害を持った人、重度知的障害者の重度訪問介護の活用した地域移行をテーマに当事者とともに話し合う場などを作ってほしいという意見がありました。その他、インクルーシブ教育に関する発言や地域格差との関連で個別避難計画に関する発言などもありました。あらためて今回取り上げたテーマ以外にも障害者基本法改正の中に盛り込む必要がある様々な課題があるということも感じた質疑応答でした。

以上のように成果報告会を開催することができました。本報告会の開催を通じて障害者基本法改正の機運がさらに高まることを期待しています。年度末の忙しい中、ご参加くださった皆さま、助成くださっているキリン福祉財団の皆さまに、改めて御礼申し上げます。

■6/19（木）名古屋高裁に集まろう！刑務所における合理的配慮の保障を求める「車いす国賠訴訟」裁判傍聴を！

DPIで応援している、刑務所における合理的配慮の保障を求める「車いす国賠訴訟」裁判傍聴の呼びかけを行いました。

控訴審は6月19日（木）13時10分に、名古屋高等裁判所で開かれました。

DPIではホームページを中心として、FacebookやXなどのSNSを活用し、この裁判について広く周知されるよう努めました。

■声明：車いす国賠訴訟名古屋高裁判決に対する声明

このたび、名古屋高等裁判所が2025年6月19日に言い渡した、岐阜刑務所で車いすの貸与を認められなかった受刑者による国家賠償請求訴訟の控訴審判決について、私たちは深い遺憾の意を表すとともに、声明を発表しました。本声明は、今回の判決が障害者の権利保障の観点から重大な問題を含むものであり、まさに障害者権利委員会の懸念を裏づけるものと言わなければなりません。国連勧告に基づき、裁判官などの司法関係者に、障害者権利条約をはじめとする障害者の権利に関する組織的な研修を合わせて求めるものです。

2025年6月20日

車いす国賠訴訟名古屋高等裁判所判決に対する声明文

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議　議長　平野みどり

2025年6月19日、岐阜刑務所の受刑者が、車いすの貸し出しを認められなかったのは障害者差別にあたるなどとして国に賠償を求めた裁判の控訴審判決において、名古屋高等裁判所は「医療的に見て車いすが必要な状態ではなかった」として請求を棄却した岐阜地方裁判所判決を追認し、控訴人である受刑者の訴えを退けました。

この訴訟は、岐阜刑務所に服役する74歳の受刑者Aさんが、自力歩行が困難であるとして、複数回にわたって車いすを貸すよう刑務所側に求めていた事案です。岐阜刑務所に入所してから10年が経過するまで、Aさんが車いすの使用を認められることはありませんでした。そこで、このような刑務所の判断は障害者権利条約などに規定されている障害者差別にあたるなどとして、国に150万円余りの賠償を求めて訴訟を提起していたものです。

原審である岐阜地方裁判所は、「医療的にみて車いすが必要な身体状態ではなく、歩行器を用いるなどして移動することも可能だった。車いすを貸与しなかったことが障害者差別に該当するとは言えない」などとして原告の訴えを退けましたが、原告であるAさんは次のように主張して控訴を申し立てていました。

・Aさんが床を這って入浴等に出ていた事情からすれば、車椅子を含む歩行補助具が必要であったことは明らかであり、車椅子を必要とする身体状態になかったとする原判決は根本的に認識が誤っている。

・岐阜刑務所長は車いすの貸与を求めるAさんの申し出を一方的に拒否しており、その際に障害者権利条約が求める建設的対話が実施された形跡は全くない。

・障害者権利条約が求める合理的配慮は、過重な負担がない限りそれを必要とするすべての障害者に提供されなければならないが、車いすの貸与について刑務所側に過重な負担があったとは到底言えない。

・歩行訓練を目的とした車椅子の禁止及び歩行器の貸与は、意思に反した医療上の措置に他ならず、刑事被収容者処遇法62条1項に違反する。

ところが名古屋高等裁判所は、以上のAさんの主張を充分に検討することなくその主張を排斥し、岐阜地方裁判所の上記判決を安易に追認しました。控訴人は平成23年4月4日から平成24年3月29日までの約1年の間に合計60回にわたり床を這って移動していたことが記録されていますが、この点について高等裁判所は、「控訴人が床を這って移動していたのは、車椅子の使用に固執し、提示された歩行器又は杖の使用を拒絶して、自ら、這って移動することとしたものである」として、床を這って移動していたからと言って車椅子の使用が必要であったとはいえないと認定しています。

しかし脚力の弱い控訴人が歩行器を使用すると、肘置き部分に寄りかかって移動せざるを得ず、肘が肘置きと擦れて皮膚剥離が生じます。この点について高等裁判所は、「控訴人が歩行器の肘置き部分に肘が当たることで肘に受けた負傷が比較的軽微な傷であったと推認されることは【中略】原判決説示部分のとおりであり、控訴人の肘の負傷が、控訴人に歩行器を使用させることが適切でないといえるほどに重いものであった」とは認められないとしました。控訴人は歩行器を使用するようになる平成27年1月から、車いすに使用が認められるようになる令和3年2月までの6年余りにわたり、肘の皮膚剥離の治療を受け続けています。

これほど長期にわたる皮膚障害に苦しめられていたことに照らせば、控訴人の被った負傷は「軽微」と片づけられるはずありません。判決の内容は、少し立つことができたり、少しは壁伝いに移動できても、不安などで移動しにくかったりある程度の時間以上の移動は不可能な場合が多いことなど、障害者の実情を全く理解していないといえます。60回床を這って移動したことがあたかも自らの選択によるものだと断言していますが、言語道断です。また、これらの事実は刑事施設内で障害者への虐待が容認されていたことを示す証左ということができます。

加えて、車いすの貸与について障害者権利条約が求める建設的対話が実施されなかったとの主張に対しては、歩行器の使用が実施される以前に整形外科医による診察やCT検査、レントゲン検査等を実施し、その結果について控訴人に伝達するとともに歩行訓練を行うよう促した等として、「岐阜刑務所においては、控訴人の要望を聴取しつつ、意思疎通を図りながら、控訴人の歩行能力に配慮した合理的な対応が行われていたということができるから、岐阜刑務所長が、法務省の定める対応要領に反する対応をしたということはできず【中略】車椅子の貸与の許可をしなかったことをもって、合理的配慮を怠ったということはできない」としました。

しかし車椅子の使用について対話が行われたことはなく、とりわけ歩行器の使用が開始されてからは、肘の負傷などを理由に繰り返し車いすの貸与を求めたものの、岐阜刑務所が控訴人の申し出を取り合うことは一度もありませんでした。

このような名古屋高等裁判所の判断は、障害者権利条約の理念と同条約が規定する障害者の権利を蹂躙するものに他ならず、断じて許されるものではありません。高裁判決は合理的配慮の不提供を正当化する過重な負担については全く述べていません。また刑務所からの単なる一方的な指示を建設的対話と言っており、断じて許される判決ではありません。全国の刑事施設において、Aさんと同様の障害者差別が生じないよう強く要請するとともに、罪を犯した人であっても等しく車いすへのアクセス等、合理的配慮を保障することを改めて求めます。

さらに、2022年に日本に対して作成された国連・障害者権利委員会の総括所見では、「司法及び裁判部門」も含めた専門家の間で「障害者権利条約で認められている権利の認識が欠如」(9c)していると指摘しているところ、本判決は、まさに障害者権利委員会の懸念を裏づけるものと言わなければなりません。国連勧告に基づき、裁判官などの司法関係者に、障害者権利条約をはじめとする障害者の権利に関する組織的な研修を合わせて求めるものです。

■ 【終了】7/3（木）実施！「全国一斉旧優生保護法相談会」（主催：日本弁護士会連合・各弁護士会）

7月3日（木）10時～16時に、優生保護法に基づく不妊手術・人工妊娠中絶についてのご相談を弁護士が無料で受ける相談会が実施されました。

対象は、

・不妊手術・人工妊娠中絶を受けた被害者の方

・ご家族、知人、福祉関係者、医療関係者の方　が主でした。

補償金の手続きがよく分からない、手術を受けた証拠がないけれどどうしたらいい？　家族・知人が被害者かもしれない、サポート弁護士って何だろう？

といった方々が直接、弁護士に電話・FAXで相談できるものでした。

DPIではホームページや「ここに注目！メールマガジン」、FacebookやXといったSNSを活用し、この相談会についての周知を行いました。

■ 【ポイントまとめ】国連から廃止を求められている成年後見制度―見直しに向けた動向と世界の動きを知り、これからを考えるーDPI全国集会「権利擁護分科会」報告・感想

写真：全国集会（オンライン）の様子

○分科会開催の経緯

6月1日（日）開催の第40回DPI日本会議全国集会「権利擁護分科会」は、国連障害者権利委員会が日本に対し、障害者権利条約第12条に関連して、民法上の成年後見制度の廃止等、障害を理由に法的能力を制限する差別的法制度の見直しを勧告したこと、国内においても法務省法制審議会民法部会で成年後見制度の見直しが議論されていることを受け、その最新動向を共有し、当事者の視点で今後のあるべき姿を考えるために企画されました。

2000年に導入された成年後見制度は、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分とされる人々の財産管理や契約支援を目的としていますが、本人の意思決定権を不当に制限する差別的な法制度として、国連の委員会からは日本だけでなくすべての国に対して廃止の勧告が出されています。

本分科会は、そうした状況を踏まえ、南米諸国の成年後見制度の見直しの法改正などの最新の国際的潮流、政府の見直しの動向、国内での実践例を俯瞰し、今後の後見制度や意思決定支援の制度の在り方を考える機会にするために開催しました。

○報告・議論したこと

まず法務省民事局の波多野参事官から、政府の成年後見制度見直しの検討状況についての行政報告をしていただきました。現行制度は「終わらない」「広すぎる」「変わらない」という三つの課題を指摘されており、本人の必要に応じた柔軟な制度運用、後見人の適切な交代、必要がなくなった際の制度離脱の仕組み作りが課題として浮かび上がっています。

また、制度見直しの議論では、単なる判断能力の有無だけでなく、本人の置かれた社会的背景や生活状況を考慮する新たな視点の必要性が強調されました。

続いて弁護士の池原氏からは、障害者権利条約第12条の趣旨に基づく国際的な取り組み、特にコロンビアをはじめとするラテンアメリカ諸国での先進的な制度改革について紹介がありました。これらの国々では、成年後見制度のような代行決定制度を廃止し、すべての人の法的能力を平等に保障する支援付き意思決定制度への移行が進められています。コロンビアでは、リスクをとり間違いを犯す権利も尊重するという理念の下、本人の意思と選好を最大限尊重した支援制度が法制化されている事例が共有され、日本の制度改革への示唆が提示されました。

後半のパネルディスカッションでは、法制審で成年後見制度の検討を行っている部会の委員である青木弁護士より法制審部会での具体的な論点が示されました。包括的な代理権の見直し、本人の同意を重視した後見開始、必要性がなくなった際の離脱の仕組み、意思尊重義務の明文化など、多岐にわたる改革案が紹介され、これからの議論やパブリックコメントの重要性が指摘されました。

また、沖縄県自立生活センター・イルカの早坂氏からは、現場での法人後見の実践を通じ、意思確認の難しさ、家裁報告のあり方、報酬の低さ、親族との関係調整などの課題が率直に共有され、支援の担い手の育成や現場主導のガイドライン作りの必要性が提起されました。

最後にDPIの崔より、DPIの立場を法制審議会でのヒアリング資料を紹介し、DPIの成年後見制度の見直しの考え方を紹介しました。DPIとしての基本的考え方は、将来的には制限行為能力制度をなくして成年後見制度を廃止することや、その目的がどのような重度の障害であっても地域で平等に暮らせる社会（条約第19条に基づくインクルーシブ社会）の実現であること、そのための法制度改革と地域の意志決定支援体制の整備が一体的に進められるべきであるとの立場が示されました。

○今後の取り組み

成年後見制度の見直し議論は、2025年夏に予定される中間試案の公表とパブリックコメントの実施が大きな節目となります。今回の分科会を通じ、参加者の間では「制度の枠組みを変えるだけでなく、本人の意思と選好をいかに現場で支え、実現していくか」が共通の課題として再確認されました。DPIおよび関係団体、個人は、この重要な局面で当事者の声を政策に反映させるべく、積極的に意見表明し、提言を行う必要があります。

障害者や高齢者の権利を障害のない人と平等に保障するための成年後見制度の見直しや廃止は、福祉サービスである重度訪問介護や日常生活自立支援事業の拡充と同時に進められなければなりません。権利擁護分科会での議論を、今後はさらに様々な団体などと協力し、世界の動向も踏まえた具体的な制度政策提言を行っていく機会としたいと考えます。

▽権利擁護部会の活動記事は、以下URLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/advocacy/

P.27～30

４．国際部会

DPIアジア太平洋（AP）による4月のベルリンでの世界障害サミットやAP障害者の十年推進ワーキンググループの参加、DPI韓国の6月の国連本部でのCOSP(締約国会議) サイドイベントのDPIヨーロッパやDPIAPとの共催で、DPIAPの復活を外部にアピールしました。

JICA関連事業の活動も多かったです。

①草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」では、2月に平野議長らの現地訪問や、5月のハウテン州大臣を含む行政官の日本視察により、協議がスムーズに進みました。６月の現地訪問では、事業基盤の強化を計りました。

②課題別研修「障害者権利条約実施のための当事者リーダー研修」は10月に向け、地方研修先選定などを行いました。

③障害主流化ガイダンスノート作成では、受託したコンサル会社に知見を提供しました。

④ブラジルでの草の根技術協力「たんぽぽプロジェクト：ろう者組織の強化を通じた非識字層へのHIV/AIDS教育」が、盛上真美、吉田憲共著でJICAプロジェクトヒストリーとして出版されました。

SDGs関連の活動は、SDGsジャパンの障害ユニットで行いました。

①政府がVNR（自発的国家レビュー）にむけたスポットライトレポートで、障害分野からの提言を行いました。

②2月の「VNRとスポットライトレポート」のイベントや、3月の政府SDGs推進本部のステークホルダーズ会合で意見を述べました。

TICAD（アフリカ開発会議）の事前イベントとして、4月に世界銀行やJICAとの三者主催で政府公式パートナー事業「SDGsを障害の視点から考える　」を実施しました。

ホームページに掲載した記事・報告

■令和６年版障害者白書に「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」研修が掲載されました

写真：研修の様子

2023年にDPI日本会議が講師陣を派遣した「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー研修」が「令和6年版障害者白書」に掲載されました。以下のURLまたはQRコードを読み取ってご覧ください（9ページ目に掲載）。

▽第６章　国際的な取組　我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策（外部リンク：内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/pdf/s6.pdf>

■SDGs自発的国家レビュー（VNR）に向けたステークホルダー会議に参加：障害者の声をSDGsに反映させるために

3月21日（金）、外務省講堂とオンラインのハイブリッド形式で、「持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）実施に向けたステークホルダー会議」が開催され、DPI日本会議からは堀場、光岡が対面にて参加しました。VNRは世界各国がSDGsの進捗状況に関する自主的報告を行う定期的なレビューで、自国がSDGs実施における進捗状況を確認し、報告するものです。

私たちは「誰一人取り残さない」包摂社会の実現の分科会に参加しました。VNR報告書案では障害分野についての言及が少なく、「障害者基本計画」の策定による、共生社会の実現や障害者の社会参加、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたバリアフリー化の進展といった内容でした。これについて、バリアフリー推進については、都心と地方とのギャップ、UDタクシーなどの乗車拒否といった問題があること、障害者差別の相談窓口が内閣府に設置されたが、運用面においてさらなる拡充が必要であること、インクルーシブ教育の推進は不十分であることなど、権利条約総括所見で指摘されている点について発言しました。またジェンダーや教育、就労、情報アクセシビリティなど、横断的な分野に渡って障害者の声が反映されるべきであり、障害者の自己決定に基づく地域での自立生活を含め、障害者を取り残さないことが、SDGsの目指す「すべての人々の人権を尊重すること」につながることを強調しました。

■【報告】TICAD9パートナー事業『SDGsを障害の視点から考える: 障害の主流化とエンパワメントの更なる推進に向けて

世界銀行と国際協力機構（JICA）が、SDGsのテーマでもある「取り残されている人々」、特に障害者のインクルージョンを忘れないでほしいというDPI日本会議の願いに応えて、今年のTICAD9（第9回アフリカ開発会議）ではパートナー事業共催で実施されました。8月の本会議に先駆けたこのプレ会議は、４月19日（土）にハイブリッドで開催されました。

世銀ラーニング・センターとオンラインで合わせて、アフリカの障害と開発に関心のある市民や南部アフリカを中心とするアフリカの障害と開発分野のステークホルダーなど、約100人が参加しました。

パネル討議では、高橋洋平（JICA人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム）課長が、JICAが過去30年近くの障害者のエンパワメントに実績があること、その例として降幡博亮DPI日本会議常任委員が南アフリカ・ハウテン州で成功している自立生活推進のためのJICA草の根プロジェクト、マノア・モニカ・ツィェネ南アフリカ社会開発省障害者サービス課ソーシャルワークマネージャーが開始された障害児のレスパイトケアのJICA技術協力プロジェクトが報告されました。

■南アフリカ・ハウテン州行政官が来日視察：障害者の自立生活・バリアフリーの理解等を深める6日間の研修を実施しました

写真：南アフリカ・ハウテン州行政官が来日された時の記念写真

2024年2月よりDPI日本会議は南アフリカ共和国ハウテン州でJICA草の根協力事業「障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」（パートナー型）を実施しています。この事業では現地での障害当事者による自立生活の推進とともに、障害者施策を担う行政側との連携が重要なポイントとなっています。

今回5月20日（火）から25日（日）の期間、ハウテン州行政官の自立生活およびバリアフリーへの理解を深め、本事業へのサポートを強化してもらうことを目的として、州大臣2名を含む8名の訪問団を日本に招き、視察研修を行いました。

5泊6日という短い研修でしたが、政策形成における障害者運動と政府の関係、エコミラ江東やヒューマンケア協会のNPOの活動、東京都における部局間の連携など、訪問団からは「非常に参考になった」「州の政策に取り入れたい」という声が寄せられました。

6月には本事業のプロジェクトマネージャーである降幡と宮本専門家がハウテン州を訪問し、今回日本に来た行政官とも話し合いを持ち、今後の効果的な事業の進め方と連携について議論を深めました。

■韓国ソウルで開催された「リハビリ・ホームケア・福祉博覧会」と「DPI北東アジア会議」打合わせに参加しました

写真：韓国で打ち合わせ参加者と記念写真

2025年5月27日（火）～30日（金）、DPI日本会議議長の平野みどりと事務局の岡部は韓国・ソウルで開催された、「2025 Korea Rehabilitation・Homecare・Welfare Expo（韓国リハビリテーション・ホームケア・福祉博覧会）」と「DPI北東アジアブロック会議（韓国、中国、モンゴル、日本）打合せ」に参加してきました。

DPI北東アジアブロック会議（韓国、中国、モンゴル、日本）は、2年ごとに会議をもっています。2025年度は8月末に中国・吉林省で実施されますが、今回はその会議に向けた事前打合せとして開催されました。

■DPI日本会議の国際協力が障害者白書に掲載―南アフリカでの自立支援活動

写真：南アフリカの当事者と記念写真

令和７年版の障害者白書において、DPI日本会議が取り組んでいる南アフリカでの障害者自立生活支援事業が紹介されました。

DPI日本会議は、JICA（国際協力機構）と連携し、南アフリカ共和国で障害のある人が自立して生活できるインクルーシブな社会を目指して活動しています。白書では、南アフリカ共和国での自立生活センターの設立支援や人材育成、ネットワーク構築の取り組みが詳しく掲載されています。

この取り組みは、障害当事者自身がサービス提供者・リーダーとして活躍し、地域における良い循環を生み出すことを目的としています。また、アクセシビリティ向上のための取り組みや政策提言のモデルづくりにも注力しています。

▽障害者白書　該当ページ（PDF）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/pdf/s6.pdf>

▽障害者白書全文（外部リンク：内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/index-pdf.html>

▽国際部会の活動記事は、以下URLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/international-activity/

P.31～39

５.教育

2025年上半期の教育部会関係では、以下の取り組みを行いました。

○東京大学大学院との連携によるフルインクルーシブ教育事業

東京大学の全学部生を対象にした集中講座（１単位）を2月10日（月）～14日（金）に実施。DPI常任委員が関わるNPO法人「境を越えて」が行なっている「カリキュラム化プロジェクト」を基に、当該法人とDPI・東大が協働して開催しました。内容は「社会モデル」「地域での介助を利用して行う自立」等を座学・実習形式で学ぶものでした。東大での集中講座は2025年度も開催します。

○３月２０日（木）「第９回ＤＰＩインクルーシブ教育推進フォーラム～学習指導要領改訂の動向と課題を整理する」をオンライン形式で開催

日本教職員組合の佐伯安彦さんからの2026年度中に答申が出される予定である「学習指導要領改訂の動向」の報告、尾上DPI副議長からの　講演「優生保護法被害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画と学習指導要領の課題」、後半にはシンポジウム形式で鎌倉市立の小学校教諭Ｔさんから現場の実態についてご報告いただくという内容でした。

現在、ゆとり教育の反動から教科書の内容も大幅に増え、授業を猛スピードで進める必要があり、授業についていけない児童の増加や不登校増加の一因となっていること。今回の改訂は「柔軟な教育課程」のあり方、学校裁量の拡大などが課題になっており、インクルーシブ教育を進めるためにどう働きかけるか等について話し合いました。

○４月２３日（水）、金城泰邦政務官宛に要望書提出、意見交換

ＤＰＩから尾上副議長、西尾常任委員、崔議長補佐に加え、東京大学大学院バリアフリー研究開発センターからも２名参加いただきました（詳しくはホームページを参照ください）。

○学校のバリアフリーへの働きかけ

１月末から、文科省の「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」が開始され、尾上副議長が委員（日本障害フォーラム政策委員会委員）として参加しています。

（以下４月政務官に提出した要望書より）

・2020年バリアフリー法改正に伴い、2025年度末を期限として掲げた（公立小中学校等の）バリアフリー整備目標を達成できる自治体は240に止まり、現状のままでは校舎で11年以上、屋内運動場で20年弱かかると見込まれる。

・国が掲げた整備目標の意味を理解していない自治体が多数を占める。約2/3の自治体が整備計画の策定が未定であり、単独事業としてバリアフリー化を行う意向のあるところはわずか２割弱に止まっている。

・特にエレベーターは、多くの自治体が「建替時などに併せてエレベーター設置する」といった一般論の対応で、「要配慮児童生徒等が在籍する学校のエレベーター設置が国の目標に掲げられていることを説明しても無視される」という悲痛な声が寄せられている。

結果、バリアフリー法に定める昇降機には該当しない「キャタピラ式昇降機」で対応しようとする学校が未だに多く、子どもの尊厳と学習権の侵害にもなり得る事態が生じている。（要望書ここまで）

という認識の下で、2026年度以降も、すべての学校施設におけるバリアフリー化するという「将来的にめざす姿」を継続し、すべての自治体が（一般的な長寿命化計画と別に）整備計画を策定し、取組目標を新設するなど計画に実効性を持たせつつ、またバリアフリーを必要とする児童生徒・教員等の在籍する学校、近いうちに就学が見込まれる学校では早急に整備が進むような内容の最終報告をまとめるべく、働きかけているところです（最終報告は、７～８月に出る予定です）。

上記以外に「第74次教育研究全国集会（日教組）・インクルーシブ教育分科会」へ現地参加するなど、関係団体の取り組みへ参加・協力を進めるとともに、人権団体（国際NGO団体等）とインクルーシブ教育についての意見交換なども継続して行なっています。

また小中学校・高校での学びについてなど、教育課題の相談に対して、部会で継続して取り組んでいます。

ホームページに掲載した記事・報告

■【報告】9月28日（土）公開研究会報告：韓国に学ぶ総括所見活用事例～障害者権利条約にもとづくインクルーシブ教育の実現に向けて～

写真：公開研究報告会（オンライン）の様子

この研究会ではDPI日本会議議長補佐の崔栄繁が講師を務め、韓国が障害者権利条約の総括所見を活用してどのように韓国のインクルーシブ教育の実現に向け取り組んできたかについての報告がありました。

韓国では1980年代にアメリカからインクルーシブ教育の理念が導入されて以来、揺るぎない基本理念として定着し、国際的な動向と国内政策（人権政策を含む）が関連付けられていることが特徴です。法制度面では、差別禁止規定が差別禁止法や特殊教育法に明記されており、インクルーシブ教育の理念が明記されていることから、価値の共有や制度化が可能となっています。特殊教育関連サービスが特殊教育法に明記され、差別禁止法には教育分野における差別禁止規定や合理的配慮が明記されているため、様々な請求に対する法的根拠となっています。

日本の特別支援学級とは異なり、韓国での特殊学級は同じ学校にいる子どもはすべて通常学級に学籍があり、統合への第一歩としてとても参考になる制度です。また、差別事例については国家人権委員会に申し立てができるという、人権ベースの救済の仕組みがある点が日本との大きな相違点です。

しかし、課題も存在します。場だけの統合にとどまっているという批判があり、高学年、中学、高校に上がるにつれて特殊学校に戻ってしまう（転校する）子どもが多いという問題があり、また特殊学校の数も増加しており、国連からも勧告を受けています。この原因として、特殊教師と一般教師の壁、能力主義政府のエリート養成主義、社会の学歴志向、熾烈な受験勉強などが挙げられます。

これらの課題に対して、「仲良し学校」やソウル市の「もっと共感教室」モデル事業など、統合学級を強調する取り組みが注目されています。これらの施策によるフルインクルージョンの推進と、発展する平等概念が今後の方向性として期待されています。

また、インクルーシブな社会に向けた取り組みとして、交通バリアフリーに関連する重要な判例が出ています。韓国の最高裁判所（大法院）は、2階建て都市間広域バスの車いす利用者用スペースに関して、車いすユーザーの席が進行方向の正面を向いていない配置は障害者差別禁止法違反であるとしました。この裁判は、2015年に身体障害当事者が始めたもので、最高裁は韓国の障害者差別禁止法における正当な便宜（合理的配慮）提供義務違反があったと判断しました。この判決は、公共交通機関におけるバリアフリー設計の重要性を強調し、障害者の平等な移動権を保障する上で重要な先例となりました。

■【報告】2024タウンミーティングinぐんま～インクルーシブなぐんまを目指して（キリン福祉財団助成事業）

写真：タウンミーティングinぐんまの記念写真

『インクルーシブなぐんまを目指して』というテーマを掲げ、インクルーシブ教育についてのシンポジウムを企画しました。群馬県立吾妻中央高等学校から30名を超える生徒さんに参加いただき、群馬県立新田暁高等学校の4名の生徒さんはボランティアとしてイベント運営にも関わってくださいました。まさに教育現場で毎日過ごしている生徒さんたちに参加していただき共に考えることができ嬉しかったです。

DPIやインクルーシブぐんまなどの市民団体、知事をはじめとする行政府の皆さん、そして県議会で活動する立法府の皆さんそれぞれが、各々の立場から、持てる力や知恵を出し、インクルーシブ社会の実現に一歩ずつ進んでいくための輪がまた１つ大きく確かなものになったと感じるイベントとなりました。

■東京都大島発！「インクルーシブ・アイランド・プロジェクト」報告（DPIと東大とのフルインクルーシブ教育連携事業）

写真：大島でのシンポジウムの様子

2024年12月17日（火）にインクルーシブ・アイランド・プロジェクトとして伊豆大島で「みんながハッピー、みんなでエンジョイ、インクルーシブ社会」シンポジウムを開催しました。本シンポジウムは2023年8月に東京大学大学院教育学研究科の「バリアフリー教育開発研究センター」との連携協定にもとづくフルインクルーシブ教育事業の一環として実施したものです。

大島において入学試験で合理的配慮を受けて通常高校に入学した知的障害を持つ生徒が、現在も必要なサポートを受けながら通常の学級で学生生活を送っていることから、そのインクルーシブな教育の在り方について、大島の島民を対象に広く共有し、中長期的には教育だけにとどまらない、障害のある人もない人もすべての人が過ごしやすいインクルーシブ・アイランドとして大島が全国のモデルとなることも視野に入れたプロジェクトとして上記のシンポジウムの開催と大島の視察を行いました。

シンポジウムは「インクルーシブ社会」をキーワードに、関連する障害者施策の最新の動向についてＤＰＩ日本会議の崔から報告しました。とりわけ障害者差別解消法における合理的配慮の考え方について、わかりやすく説明をした他、成年後見制度や障害者虐待防止法などについても報告しました。また、インクルーシブ社会の実現に欠かせない障害者の地域生活について、知的障害のある人の自立生活についてとりあげた映画「道草」のダイジェスト版を上映した他、ＤＰＩ日本会議の白井から地域移行に関する最新の施策の状況についても報告しました。ＤＰＩ日本会議の佐藤からはバリアフリーなまちづくりをテーマに公共交通機関（バス、船など）や店舗、温泉、国立公園などのアクセシビリティに関する最新の動向を中心に報告しました。大島の関連ではバス会社に事前連絡をしたら船の投薬時間に合わせてノンステップバスを手配してもらえたこと、シンポジウム当日にトラブルで大島に向かう船が遅れても対応してくれてシンポジウムに無事に間に合ったという直前に起きていたエピソードなども合理的配慮の好事例として紹介されました。最後にイベント全体のメインテーマでもあるインクルーシブ教育について、DPI日本会議の西尾、東東京大学バリアフリー教育開発研究センターの森和宏特任助教からそれぞれ話題提供がされました。DPI日本会議の西尾からは大阪のインクルーシブ教育に関する取り組みが報告されました。

東京大学バリアフリー教育開発研究センターの森和宏特任助教からはシンポジウムのテーマでもある「みんなが楽しく行ける学校」とはどんな学校なのかということについて、「みんなが行ける」、「楽しく行ける」という2つの視点から報告されました。インクルーシブな学校を考える上で、逆説的に学校でどうやって排除が生まれているのかということを見ていくことが重要だと指摘しました。また、既存の学校に多様な子どもを入れていくだけではインクルーシブ教育にはならず、多様な子どもたちがいることを前提に既存の学校を変えていく視点の必要性について話されました。

2日目はイベントに協賛いただいた大島椿株式会社、椿花ガーデンへの訪問、大島町の副町との面談もしました。副町長にはイベントの開催報告をした他、大島の実情についてもお話を伺い、今後の取り組みについて引き続きのご協力をお願いしました。インクルーシブ教育という点で１つのモデルになり得る実践をされているように思われることから、今後、大島高校への視察を含めてプロジェクトの進め方について検討していきたいと考えています。

■【開催報告】静岡タウンミーティング「インクルーシブ教育を実現するためには」（キリン福祉財団助成事業）

写真：静岡タウンミーティングの様子

標記のタウンミーティングを3月16日(日)に静岡県静岡市で開催しました。他府県からもご参加いただき、総勢50名程度のみなさんと学び合う時間となりました。

第一部として、DPI日本会議副議長である尾上浩二が、「障害者権利条約とインクルーシブ教育～インクルーシブ教育はインクルーシブ社会の礎～」と題して講演しました。

第二部のパネルディスカッションには、高校受験に挑戦している芹澤怜誠さん、芹澤恭子さん（怜誠さん母）、和田彩起子さん（CIL富士）、牧野善浴さん（静岡県障害者差別解消相談窓口相談員）がパネリストとして登壇し、大川速巳さん（静岡県障害者自立生活センター）が進行を、尾上がコメンテーターを務めました。今年で3回目の高校受験挑戦となった怜誠さんですが、残念ながら合格をすることはかないませんでした。受験時の合理的配慮については、1年目より2年目、3年目と教育委員会の対応は変化していっているという話でしたが、必要な配慮はいつでもしっかりと得られる形が全国どこの受験会場でもなければならないと感じます。

定員内不合格については、尾上から参議院議員の舩後議員が国会で粘り強く取り組んでくださっていることを紹介し、文科省から2024年6月に出た通知（抜粋要約：公立高等学校の定員に満たない場合について、学ぶ意欲のある生徒に対して学びの場があることは重要。各教育委員会については、定員内不合格を出さない例を含めて、他の教育委員会の受験実施方法を参照してほしい。）を紹介しました。芹澤恭子さんの「本人や保護者が一番最初に相談する相談窓口の方にはまず寄り添って欲しい」という言葉が印象的でした。和田さんからも「1人1人がそれぞれの立場で動くべき。私たちは当事者として、自分の経験から話せることがある。当事者だけの意見だと配慮を求めることはわがままと言われるので、間に入ってくれる方がいると良いと思う。全員で力を合わせてやっていきたい。」という言葉や、牧野さんからも「日本の教育について、根本的な意識改革が必要。ぜひ国会にも働きかけてほしい」という言葉がありました。

■4月23日（水）文科省へ「障害差別の解消、インクルーシブ教育推進等」について要望を行いました

写真：金城泰邦文部科学大臣政務官へ要望書の手交の様子

インクルーシブ教育の実現や学校バリアフリーの推進など金城泰邦文部科学大臣政務官に要望書を手交してきました。

今回の要望は2025年度を期限として掲げたバリアフリー整備目標について、約3分の2の自治体が策定が未定という状況を踏まえた緊急性の高い学校バリアフリーの問題と優生裁判判決を踏まえた国の「行動計画」の実施と学習指導要領の改訂において、過去の優生教育をきちんと反省しインクルーシブ教育を推進すべきという点を中心に要望してきたものです。

要望書ではほかにも重要なことを要望しており、今後、交渉をすることとなっています。

今回は公明党福祉委員会委員長の三浦のぶひろ参議院議員のご尽力で実現しました。三浦議員にはご同行もしていただきました。いつも感謝です。DPIより尾上浩二副議長、西尾元秀常任委員、崔のほか、インクルーシブ教育事業の連携先である東京大学大学院バリアフリー研究開発センターのお二人も参加しました。

予定の時間よりかなりオーバーしてしまいましたが金城政務官には誠実にご対応いただき、心より感謝です。ご自分のご経験も踏まえながらお話もしてくださり、私たちの要望内容を踏まえて施策を進めてくださること、大いに期待しております。

2025年4月23日

文部科学省大臣政務官　金城　泰邦　様

障害差別の解消、インクルーシブ教育推進等の要望

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議　議長　平野みどり

貴省におかれましては、障害のある児童生徒の教育行政に、日々ご尽力のことと存じ上げます。

私たちDPI日本会議は、DPI（障害者インターナショナル）の国内組織として1986年に発足し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け取り組みを進める、全国89の加盟団体からなる障害当事者団体の連合体です。

2022年、国連障害者権利委員会による対日審査が行われ、同委員会から総括所見が出されました。私たちは結成当初から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、地域の同じ学校へ通い、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現をめざして活動しており、総括所見の「勧告」は、めざす到達点が改めて示されたものと考えています。

この間地域の小中学校では、支援学級の在籍者が増えるとともに、不登校の児童生徒も増え続けています。その原因と考えられることとして、普通学級の状況が益々厳しくなってきている、「標準授業時間数・教育課程が多く、児童生徒も教師も余裕が無い」「常に過度の競争にさらされる」「１クラスの人数が多い」などがあるのではないでしょうか。

ともに学ぶ教育を実現するためには、障害者をはじめ支援が必要な児童生徒への環境整備・合理的配慮と同時に、すべての児童生徒が安心して楽しく過ごせる学校にすることが、まず求められます。

上記の認識の下、要望を以下に記します。

１． 障害者差別解消法関連

昨年４月から障害者差別解消法の改正法が施行されました。今年の春、私立高等学校が入学しないことを条件に受験を認めた事案については、既に貴省からも「障害を理由に具体的な検討を行わず受験や入学を拒むことは、不当な差別的取り扱いに該当し得ると考えられる」との見解が出されています。

今後このようなことが起きないよう、公立・私立の中学校・高等学校に対し「卒業後の適切な進路指導」「入学を前提とした就学相談」を行うよう、具体的な方策をご検討ください。その一環として、障害者差別解消法の対応要領、対応指針を改訂してください。

２．学校バリアフリーについて

本件に関しては貴省のご尽力に心から感謝しています。しかし、2025年度を期限として掲げたバリアフリー整備目標を達成できる自治体は240に止まり、現状のままでは校舎で11年以上、屋内運動場で20年弱かかると見込まれています。

問題なのは、国が掲げた整備目標の意味を理解していない自治体が多数を占めることです。約2/3の自治体が整備計画の策定が未定であり、単独事業としてバリアフリー化を行う意向のあるところはわずか２割弱に止まっています。

特に、「要配慮児童生徒の垂直移動の基礎となるエレベーター」は、その子にとっては毎日の学校生活に関わる切実な課題です。計画を組み替えて対応をして頂いている自治体は一部にありますが、多くは「建替時などに併せてエレベーター設置する」といった一般論での対応がなされ、「要配慮児童生徒等が在籍する学校のエレベーター設置が国の目標に掲げられていることを説明しても無視される」といった、本人・保護者からの悲痛な声が私たちのところには寄せられています。そして、バリアフリー法に定める昇降機には該当しない「キャタピラ式昇降機」で対応しようとする学校が未だに多く、子どもの尊厳と学習権の侵害にもなり得る事態が生じています。これらの点をふまえて、以下の点を力強く進めてください。

①一日も早い目標達成のために、「要配慮児童生徒等在籍校のエレベーター設置」をはじめとしたバリアフリー整備計画が全ての自治体で策定されるよう、その義務化とともに、推進方策を示してください。

②児童・生徒の入学予定を把握し、一日も早く当該学校のバリアフリー化を実現して安心して学べる環境を整備できるようにしてください。

③さらに、各階へのバリアフリートイレの設置や体育館ステージへの昇降など、障害当事者の視点に立ったきめ細かな整備が進むよう指針の改訂並びに補助金の充実、障害当事者参画による設計や評価が進むような方策を示してください。

３．旧優生保護法並びに学習指導要領関連

昨年12月に旧優生保護法の強制不妊手術に対する最高裁の違憲判決を受け、政府は「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定しました。障害者に対する許しがたい人権侵害に対し、早期の権利回復を行うためには、考え得る最大の対応策が必要です。現在、学習指導要領の改訂に向け準備が進んでいますが、その中で「優生保護法の被害・歴史についての学習を必修化する」改訂を求めます。

同時に、現在の学習指導要領は、標準授業時間数・学習内容が非常に多く、様々なひずみを生む原因の１つにもなっていると考えられます。障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒が、安心して学校生活を過ごせるよう、余裕のある授業時間数・学習内容への改善を求めます。

４．「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行令」（以下、特例法施行令）第2条を見直して、大学の「介護等体験」で障害当事者が障害者の自立した生活を支援する自立生活センターでも実習が可能となるようにしてください。

現行の制度では社会福祉・医療関係・教育などの大学で、（単位認定はされませんが）全学部学生が対象となる「介護体験等」カリキュラムで、特例法施行令2条によれば「社会福祉施設等」とは「入所施設」などを指し、多くの自立生活センターは含まれません。これでは学生が、必要な支援を受けながら日常生活・社会生活を送る障害者の姿を知ることができません。また、東京都などでは学校や学生本人が実習先を選択できない仕組みとなっております。この点についても改善をお願いいたします。

５．以下の諸課題等について、ご検討お願いいたします。

①障害者権利委員会の勧告の実施について

2022年10月に出された、障害者権利条約対日審査の「勧告」を踏まえた障害者権利条約（24条等）の国内実施の推進を強くお願いします。例えば、2022年4月に発出された「文科省通知」については、貴省とも意見交換をさせて頂きましたが、国連の総括所見でも撤回の要請が出ています。通常学級への就学希望者が特別支援学級在籍を勧められ、学ぶ時間数についても規定されるという状況は、ともに学ぶ教育を進めている方向性とは考えられません。可能な限り一緒の場で学ぶ実践に悪影響を与えないよう、ご検討をお願いします。

②公立高校の定員内不合格について

昨年６月「高等学校入学者選抜等における配慮等について」（通知）が出され、「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要」「定員内でありながら不合格を出す場合には、・・・その理由が丁寧に説明されることが適切です」等示されたことは、大きな前進であると考えます。高校の授業料無償化が検討される中、高校での学びを希望するすべての障害者が、高校に進学できるよう、より具体的な方策をご検討ください。

③継続的な意見交換の場

今後とも、日本におけるインクルーシブ教育推進の課題に関して、継続的に話し合いの場を持っていただくようお願いします。

▽教育部会の活動記事は、以下URLからも一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/education/

P.40

６．障害女性部会

○DPI 女性障害者ネットワーク編集・発行『障害のある女性の困難～複合差別実 態調査とその後１０年の活動から』をもとにした啓発学習会の名古屋集会が、３月２９日に開催されました。ソーシャルジャスティス基金の助成よる出版と集会はこれにて終了しました。名古屋集会には、会場に67名、オンラインで24名の参加があり、東海地区の障害女性、なかでも若い世代のつながりができたのは収穫でした。また男性の皆さんの参加もあり、今後の相互理解につながることが期待されます。

○CRPD締約国会議サイドイベントが、日本障害フォーラム（JDF）主催、 優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）、旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団、旧優生保護法被害弁護団、国際障害同盟（IDA）の共催により、６月10日にニューヨーク国連本部で開催されました。「日本の旧優生保護法の経験と教訓の国際的共有」をテーマに原告の北三郎さん（仮名）や弁護団、JDFメンバーが参加し、藤原久美子さんも「優生連の取組：旧優生保護法が残した課題」について発言しました。日本での旧優生保護法による被害の実態や国賠訴訟を勝ち取るまでの経験を、人道的愚行が繰り返されないような国際的な連帯に活かしていきたいものです。

ホームページに掲載した記事・報告

■【7月27日（日）開催】わたしのカラダ、わたしの権利を国連へ！女性差別撤廃条約ロビーイング報告会 in 神戸（主催：DPI女性障害者ネットワーク）（終了）

DPI女性障害者ネットワークは、国連女性差別撤廃条約の日本審査にて、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）など、障害のある女性の生きにくさを国連の委員に伝えてきました。 当事者たちの声は届いたのか？ 今、日本に何が求められているのかを一緒に考えるイベントが神戸で企画され、DPI日本会議はホームページや各種SNSなどを活用して、周知広報の協力を行いました。

▽障害女性部会の活動記事は、以下からURLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/woman/

P.41～42

７．雇用労働・所得保障部会

雇用・労働・所得保障部会では、障害者権利条約に基づくインクルーシブな雇用の実現と制度の質の向上に向け、政策動向の検討と提言に力を注ぎました。

昨年実施できなかった「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム2025」の開催に向けて企画を再立案し、制度的課題の可視化と当事者の声の発信を目指しています。

インクルーシブ雇用議連市民側会合では、施設外就労の雇用率算定、重度訪問介護の就労中利用、合理的配慮の不備、そして引きこもり等を含む就労困難層への支援策などを議論。就労選択支援制度については、一般就労を前提とする視点からその意義と課題を吟味し、慎重な評価を行っています。

福祉的就労に関する制度的課題（低工賃や利用者負担）についても、権利条約に照らし是正の必要性を強調しました。

また、ビジネスと人権市民社会プラットフォームでは、企業の人権責任やISO動向への対応を継続しています。今後も、当事者主体の立場から、権利の実現と社会の変革に資する制度構築を進めます。

ホームページに掲載した記事・報告

■3月13日（木）雇用労働部会の岡本・浜島がデロイト トーマツ グループのオフィスを訪問しました

写真：DPI日本会議 岡本がデロイト トーマツ社の前で記念写真

デロイト トーマツ グループは、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供するプロフェッショナルグループです。同グループは障害者雇用に積極的に取り組み、2022年には「Disability Matters Asia-Pacific」のWorkplace部門を受賞するなど評価されています。今回、デロイト トーマツ グループ合同会社（以下、DTG）に勤務している奥平真砂子さんのご紹介で訪問が実現しました。

DTGの青野路子さん（マネジャー）、三岡友子さん（アソシエイトマネジャー）からは、DEI（Diversity・Equity・Inclusion）の一環として取り組まれている障害者雇用の推進について、特に、2023年から始めた、障がい当事者を対象にテクノロジースキルを育成する取り組みである「Diverse Abilitiesインターンシッププログラム」についてお話を伺いました。同プログラムは約5カ月（約150日間）にわたる長期プログラムで、基礎的技能の習得からデロイト トーマツ グループでの実地研修（以下、OJT）まで段階的に経験を積むことができ、心理教育やキャリア教育も含みます。完全オンラインで提供されるため、日本全国から参加可能であり、雇用機会の少ない地方在住者の参加や現在就労支援事業所に通う人や在宅で長時間働けなくてもベッドの上からでも参加が可能とのことでした。2025年2月にはOJTを終了した第3期生32名が卒業し、第1期生と2期生合わせ70名以上が同社で継続就労しているそうです。

過去のDPI日本会議の全国集会分科会（雇用労働部会）では、2020年開始の厚生労働省「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」（地域生活支援促進事業）を使って働いている障害労働者の体験発表がありましたが、長期療養病棟などで長期入院・入所施設にいる人が、こうしたプログラムにオンラインで参加し、就職が決まって退院・退所するという就労を通じた地域移行ができる人が今後も増えるのではないかと思いながらお聞きしました。

■障害者雇用の質的向上と施設外就労の促進に向けて：インクルーシブ雇用議連が総会を開催

写真：インクルーシブ雇用議連の様子

4月3日（木）、衆議院第1議員会館・国際会議室にて、「超党派：障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」の総会が開催されました。会の冒頭では、加藤会長が挨拶し、新事務局長として大岡敏孝議員が就任したことが発表されました。大岡事務局長が挨拶を述べた後、衆議院内閣委員長として委員会に戻り、その後の進行は川崎事務局長補佐が務めました。

市民側を代表して、全Aネットの久保寺氏が登壇し、障害者雇用の質的向上、施設外就労の推進、障害者統計の充実に関する市民団体の提言を発表。関係省庁からの現状報告をもとに活発な議論が展開されました。特に、重度訪問介護の通勤・職場利用や、施設外就労を通じた一般就労への移行促進といった具体的な政策課題について意見交換が行われました。

＜主な議論のポイント＞

・障害者統計の充実：ワシントングループの質問項目の限界と改善の必要性

・重度訪問介護の職場利用：制度的制約と代替措置の現状

・施設外就労の推進：企業の直接雇用促進に向けた具体的方策

・中小企業の障害者雇用：達成率向上に向けた支援策の強化

・障害者雇用ビジネスの適正化：質の確保と監査体制の強化

・自治体による支援事業の実施促進：窓口の明確化と利用者支援の強化

総会の最後に加藤会長は、障害者の実態把握の重要性に触れ、特に重度訪問介護の利用に関する制度設計の再考を求める発言を行いました。また、施設外就労を通じた段階的な雇用促進の必要性を強調し、雇用の質と量のバランスを考慮しつつ、実効性のある政策を展開していく方向性を示しました。

▽雇用労働・所得保障部会の活動記事は、以下URLから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/labor/

P.43～45

８．尊厳生部会

尊厳生部会は、障害者や難病者の「尊厳死」「安楽死」や自殺ほう助の法制化に反対する活動を行っており、部会長中西正司氏の逝去後、部会員の岡本直樹氏が暫定的に後任を務めています。

2025年上半期は、脳死・臓器移植・自己決定の問題を重視し、全国集会分科会でも議題としました。2024年秋以降、臓器移植法第2条の運用見直しが進む中、当会やJCIL（日本自立生活センター）を通じ、ピープルファーストが厚労省のヒアリングに参加。2010年の法改正で家族同意による脳死下の臓器提供が可能になり、2023年には15歳未満の知的障害者にも家族承諾での提供が容認され、今後は15歳以上にも拡大される見込みです。

DPI日本会議全国集会の分科会では、「安楽死」報道や嘱託殺人事件に関するJCIL渡邉氏の報告、ALS当事者を描いた映画『沓かなる』関係者のトーク、ピープルファーストによる意思決定支援の実情報告などが行われました。

ホームページに掲載した記事・報告

■【ポイントまとめ】尊厳ある生　安楽死・尊厳死・臓器提供 （＝障害や難病、脳死などを理由を死期を早めること）をめぐる問題についてDPI全国集会「尊厳生分科会」報告・感想－

去る5月31日（土）、6月1日（日）の2日間、「第40回DPI全国集会―国連・障害者権利委員会の最新動向と、日本が取り組むべき課題を共に考える2日間」がオンラインで開催され、6月1日（日）には尊厳生分科会テーマ「尊厳ある生――安楽死・尊厳死・臓器提供（＝障害や難病、脳死などを理由に死期を早めること）をめぐる問題について」が行われました。

冒頭、JCILの渡邉さんより、安楽死・尊厳死の海外の動向と日本での議論について、制度化の流れに対する強い懸念が語られました。自身の活動経験から、「いかに生きるか」を語る前に「いかに死ぬか」が語られてしまう現状に疑問を呈し、特に障害者や難病当事者が支援を受けながら地域で生きる選択肢が十分に保障されていないことに警鐘を鳴らしました。さらに、知的障害者の臓器提供を可能にするガイドライン改正の動きについても問題提起し、本人の明確な意思が確認できないまま「推定」によって提供が進められることへの強い懸念を示されました。

その後、尊厳生部会長の岡本から、昨年から動きのある「臓器の移植に関する法律」の運用指針（ガイドライン）改正の動向について、その問題点と背景を共有しました。特に、知的障害者の臓器提供に関して「本人の意思を丁寧に推定する」とされながらも、実際には家族の同意によって進められてしまう可能性がある点に強い懸念を示しました。DPI日本会議としては、ピープルファーストジャパンの皆さんとともに厚生労働省とのヒアリングを重ねてきたこと、当事者の声を反映するための取り組みを続けていることについても報告されました。

また、ドキュメンタリー映画「杳かなる」の監督である宍戸さんからは、「支援の欠如こそが人を追い詰め、生きづらさを生む」「結果として安楽死が“解決策”とされる風潮が生まれている」と問題提起がされました。この映画を制作した背景が2020年に起きた京都ALS嘱託殺人事件であること、医師に懲役18年の判決が出されたものの、世間には「医師は悪くない」との声も強く、安楽死の法制化を求める動きが加速していることも語られました。

後半では、ピープルファーストジャパンの佐々木さん、小田島さん、住田さんにも登壇いただき、佐々木さんは「自分のことを他人が勝手に決めるのは納得できない」と訴え、小田島さんは「厚労省の説明が分かりづらく怒りを覚えた。なぜ知的障害者を狙うのか分からない」との話がありました。さらに旧優生保護法下での強制不妊手術や施設収容の経験が重なり、「また同じことが繰り返されるのではないか」という不安があることも話されました。

住田さんは、「理解し、仲間に伝え、意見として出す時間こそが合理的配慮である」と主張し、その旨を要望書として厚労省に提出したが、その翌日に、何の反応もないままパブリックコメントが開始され、強い不信感と怒りになった思いを話されました。

ドキュメンタリー映画「杳かなる」に出演されている佐藤さんは、安楽死や尊厳死が「自己決定」として肯定される一方で、「どこで誰とどう生きるか」といった基本的な自己決定が日々踏みにじられている矛盾を指摘されました。さらに「生きるための支援が足りない社会で、『死にたい』という声ばかりが評価されるのは危険」だと訴え、「私たちはどんな社会に生きたいのかという対話を終わりなく続けていく必要がある」と話されました。

今回のガイドライン案では「拒否の意思が否定できない場合は、拒否があったとみなす」とされましたが、実際の現場でその原則がどこまで守られるのかは極めて不透明であると言わざるを得ません。今後、制度を動かす行政・専門家・支援者には、障害当事者の「わからない」「時間が必要」という当たり前の声に真摯に耳を傾ける姿勢が求められています。そして、本人不在での議論ではなく、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という障害者権利条約のスローガンが守られる議論となることを期待します。

報告：山崎　恵(DPI日本会議常任委員/DPI北海道ブロック会議事務局長)

＜参加者感想＞

安楽死の問題について、私自身はあまり安楽死について研究したことはありませんが、生きるということを認めることが大切だと思います。人生を楽しめるということが重要です。障害者や利用者の意見を尊重し、憲法の観点からも考える必要があります。もし利用者が自分で苦しいから安楽死を希望するというのであれば理解できますが、基本的には慎重に考えるべき問題です。

昨年まで私が過ごしてきたアメリカでも安楽死（アシステッド・スーサイド）は実際に存在します。痛みが止まらないなどの条件がある場合に認められています。アメリカの場合は、精神的に問題がないか、本当に自分の意思で決めているかを確認するルールがあります。医師は薬を処方できますが、実際に手伝うことはできません。患者が自宅で薬を服用し、心臓が止まった後に医師が死亡証明書を作成します。

この分科会で最後に話された方が、いろんな問題を抱えていても生きていてよかったと思うと言っていました。私も19歳から24歳くらいまでは辛い時期もありましたが、今は生きていてよかったと思う瞬間がたくさんあります。安楽死を法的に考える際には、痛みを減らすことは大事ですが、人には目的があり、何かの理由で生きています。そう考えると、安楽死は安易に選択すべきではないと思います。

感想：レオ・ソーレンセン（CILふちゅう・ハンズ世田谷）

▽尊厳生部会の活動記事は、以下QR コードから一覧でお読みいただけます！

https://www.dpi-japan.org/activity/songensei/

P.46～48

９. ピックアップコーナー

成年後見制度の見直しについて

DPI日本会議　議長補佐　崔　栄繁

今、政府で成年後見制度の見直しの議論が行われています。この議論は、障害者の権利や生活にとって、とても大切なものです。

１．成年後見制度ってなに？

知的障害や精神障害、認知症がある人の場合、自分の財産を管理したり、介助などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりしなければならないとき、判断能力が不十分で、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な人たちを保護し、支援する権利擁護のための制度が必要である、として2000年に作られたのが「成年後見制度」です。民法という法律に規定されています。

成年後見制度には、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の２つの制度があります。法廷後見制度は本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所で選ばれた成年後見人が本人の代わりに契約したり、間違ったと思われる契約を取り消したりする制度です。任意後見制度は、本人が十分な判断能力がある時に、あらかじめ任意後見人という人を決めて、将来、任意後見人に本人の代理をしてもらうこと（生活していくためのことや財産管理など）を前もって決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

今回の見直しで特に問題になるのが法廷後見制度ですので、この冊子では法廷後見制度を取り上げます。法廷後見制度では、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の３つの類型があります。

「後見」類型は、判断能力がいつも欠けている状態だと思われる人（自分の財産を使えない・処分できない、自分の生年月日が思い出せない、知り合いが誰かわからない、程度）に「成年後見人」をつけます。すると、簡単な買い物などの日常生活や婚姻以外の幅広い法律行為（契約など）を行うときに、後見人が本人を代理することができます。

「保佐」類型は、判断能力がとても不十分だと思われる人（買い物をしたときにいくらお金を出したかわからなくなる、程度）に「保佐人」をつけます。すると、本人が契約など一定の法律行為をするときには、保佐人の同意が必要になります。同意のない法律行為は取り消すこともできます。家庭裁判所が決めた法律行為は、代理もすることができます。

「補助」類型は、判断能力が不十分だと思われる人に「補助人」をつけると、家庭裁判所が決めた法律行為について、補助人が同意を受けたり、代理したりすることができます。同意のない行為は取り消すこともできます。

＜後見・保佐・補助類型の説明の表＞

対象となる人　後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人（事理弁識能力の欠如が常況）、申立てが可能な人：本人，配偶者，4 親等内の親族，検察官など、市町村長、同意が必要な行為：記載なし、取消し可能な行為：日常生活以外の行為、代理権の範囲：財産に関する全ての法律行為

対象となる人　保佐：判断能力が不十分な人（事理弁識能力が不十分）、申立てが可能な人：本人，配偶者，4 親等内の親族，検察官など、市町村長。「保佐」と「補助」は、代理権は本人の同意が必要、同意が必要な行為：民法13 条１項の行為、取消し可能な行為：同意が必要な行為と同じ　代理権の範囲：申立て範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為

対象となる人　補助：判断能力が著しく不十分な人（事理弁識能力が著しく不十分）、　申立てが可能な人：本人，配偶者，4 親等内の親族，検察官など、市町村長。「保佐」と「補助」は、代理権は本人の同意が必要。同意が必要な行為：申立ての範囲内で家裁が定める特定の法律行為 (民法13 条１項の一部)、取消し可能な行為：同意が必要な行為と同じ、代理権の範囲：申立て範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為

２．成年後見制度の問題点―国連からの勧告

知的障害や精神障害、認知症があって、判断能力が不足している人たちへの保護や権利擁護の制度として作られた成年後見制度ですが、様々な問題を抱えています。簡単に言えば、

・そもそも、障害を理由に、契約などの法律行為ができるかできないかの判断能力を判断して、本人の行為を一律に制限し、代理や取り消しをできる制度そのものが差別的

・特に日本の成年後見制度は、広い範囲の法律行為の代理権を認めていて、しかも期限も定めていないので、一度後見人や保佐人をつけたらずっと法律行為が制限されてしまう

・こうした本人の権利を大きく制約する制度であるにもかかわらず、成年後見人などへのチェックがとても甘く、実際に多くの詐欺事件が起きている

なので、国連の障害者権利条約に加盟した国がきちんと条約を守っているかを監視する「障害者権利委員会」からも、日本を含めた世界の条約加盟国に対して、成年後見制度を廃止するよう、総括所見といういわば通信簿のようなもので勧告を行っています。

2022年10月に確定した日本に対する総括所見では、パラグラフ28.で以下のように勧告しています。

(a)代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止し、すべての障害者が法の下で平等に認められる権利を保障するために、民法を改正すること。

(b)すべての障害者が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害者の自律、意思、選好を尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立すること。

３．権利条約に即した成年後見制度の見直しに向けて

2022年3月に政府によって第二期成年後見制度利用促進基本計画が決められ、同年6月から「成年後見制度の在り方に関する研究会」（研究会）が始まりました。同年10月には、先ほど述べた障害者権利委員会の総括所見が出されています。2024年2月、研究会報告書が取りまとめられ、同年4月から法務省の法制度審議会に民法（成年後見等関係）部会が設置され、民法成年後見制度の見直しの議論がはじまりました。DPIからも団体ヒアリングに崔の方で報告させていただきました。資料をご覧になりたい方は以下のURLか右のQRコードを読み取りのうえご覧ください。

▽成年後見制度の見直しに対するDPIの意見（外部リンク：法務省）

https://www.moj.go.jp/content/001424525.pdf

そして中間試案ができ、8月25日が締切でパブリック・コメントが実施されています。以下のURLまたはQRコードを読み取ってご覧ください。

▽「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集（外部リンク：e-Gov）

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080325&Mode=0

どのような点が議論されているかというと、成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があることや、 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代ができない、など幅広い課題について検討されています。

今回のパブリック・コメントでは、この４点が資料となっています。上記e-GovのURLまたはQRコードからアクセスできるページで閲覧・ダウンロードできます。

ポイントは、乙1案と乙2案をどう見るかです。一律に認めてきた（包括的）代理権を廃止する方向で部会では一致しているようですが、問題は乙２案だと思います。乙2案では「事理弁識能力を欠く常況にある者」を認定し、この場合には、重要な財産に関する行為については、類型的に取消権と代理権を本人の意思に無関係に付与することができる制度です。「事理弁識能力を欠く常況」を能力認定して区別して別の制度とすることは、障害者権利条約に抵触するものといえるでしょう。パブリック・コメントの提出も、皆さまのご協力をぜひお願いします。

成年後見制度はちょっと難しい点もありますが、制度の見直しは障害者の権利を保障するためにとても重要なことです。DPIとしても、皆さんとともにきちんと粘り強く取り組んでいきます。

P.49

１０. DPI障害者差別解消ピアサポートの活動報告～相談事例紹介～

＜虐待で信用事故情報を登録されかけた、視覚障害のある人の相談事例から＞

○ご本人の情報

難病により10歳で失明した３０代男性のAさんは、Ｎ県から東京にある大学を従兄弟と一緒に受験して合格、2人で引っ越して大学卒業後も従兄弟と2人暮らしをしていました。なかなか就職先が見つからないことから主な家事をAさんが担当して従兄弟をサポートし、郵便物の管理や書類の手続きなどで支援が必要な時は従兄弟に手伝いを頼んでいました。

○ご相談概要

ある日、従兄弟がAさんになりすましてクレジットカードを作成したり銀行口座を開設したりして、多額の借金をしていることがわかりました。Aさん自身が契約したカードも無断で使われて滞納したことからAさんへ電話があり、全容が発覚しました。自分が契約したカードの分は、使っていなくても泣く泣く支払いました。

自分で契約していないカードや銀行はすぐに解約できて、従兄弟が分割で返済するとしてAさんの支払いは免除されましたが、SカードだけはＢ氏が「本当は見えているのではないか、わかっていたのではないか」などと侮辱した上、信用情報機関にAさんの信用事故情報として登録しました。

Ａさんが抗議しても「信用情報は絶対に削除しない、たとえ本人が死んでも載せ続ける」と、頑なに拒否されたことから行政の障害者福祉の窓口へ相談しましたが、「啓発くらいはできるけれど、指導はできない」と言われて不安に思い、こちらへのご相談につながりました。

○担当者の対応

Ｂ氏の対応はあからさまな障害者差別と考えられるため、障害者差別の行政窓口への相談を勧めました。また、東京都の障害者差別解消条例では、紛争解決の仕組みとして、あっせん、勧告及び公表の手続きが設けられていることも伝えました。

Ａさんは障害者差別の行政窓口へ相談して、事態が動かない時には、条例に基づくあっせんなどの仕組みで解決がはかられるよう希望しました。行政の担当者がB氏へ連絡すると、発言を否認して、信用情報へ載せたのは会社の方針だから変えられないと話しました。

○後日談

Ａさんはクレジットカードの管轄省庁である金融庁へも相談しました。行政機関が連携して働きかけた結果、信用情報へ載せられた情報はすべて消されて、まったく取引していない形となりました。

Sカード会社は直接謝罪することを希望しましたが、Ａさんは会社の中で研修を行い、障害者への理解を深められるなら謝罪は必要ないと伝えて了解され、終了しました。

（※特定の個人を識別することができないように加工しています。）

（相談員 西田えみ子）

P.50～51

１１．もっと知りたい！DPI☆

部会の活動だけではなく、

DPIは「もっと！」こんな活動もしているよ、をご紹介するコーナーです♪

■ 【報告】2月28日（金）バリアフリー映画上映会「僕とオトウト」開催

写真：バリアフリー映画上映会、トークセッションの様子

障害の種別や有無、年齢、性別等を問わず、誰もが文化芸術活動を享受できる社会づくりに向けた活動の一環として、寝転んだり声を出したりしても参加できる「バリアフリー映画上映会」を2月28日（金）に開催しました。主催はNPO法人 DPI日本会議、共催はNPO法人 アクセプションズです。会場は、衆議院第二議員会館 第一会議室で、会場いっぱいの約60名が参加しました。また会場に来られた国会議員の皆様（大河原まさこ、山本博司、大椿ゆうこ各議員）から挨拶をいただきました。

今回上映した映画は高木佑透監督のドキュメンタリー作品「僕とオトウト」（2020年、48分）。高木監督の弟で、重度の知的障害のある高木壮真さんの家での暮らし、学校や地域での様子をめぐって、お兄さん（高木監督）、お母さん、お父さんなど周りの人たちとのやりとりが映し出されました。

プログラム第二部のトークセッション（手話通訳・PC要約筆記付き）では、髙木佑透監督・藤木和子さん（弁護士、手話通訳者、全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会副会長）・古市理代さん（アクセプションズ理事長）・笠柳大輔（DPI日本会議事務局長補佐）・コーディネーター崔栄繁（DPI日本会議議長補佐）が登壇し、障害のある人の兄弟姉妹や親などの立場にある登壇者から感想や意見、質問などのやりとりが話されました。また会場からの質疑応答では、親の立場の方からの問いかけが多くありました。

下記活動分野の活動一覧は以下のURLからご覧いただけます。

▽「障害者権利条約の完全実施」に関する記事の一覧

https://www.dpi-japan.org/activity/crpd/

▽「欠格条項をなくす」に関する記事の一覧

https://www.dpi-japan.org/activity/kekkaku/

▽「障害者文化芸術」に関する記事の一覧

https://www.dpi-japan.org/activity/art

▽「防災・被災障害者支援」に関する記事の一覧

https://www.dpi-japan.org/activity/bousai

P.52

１２．ご寄付御礼＆編集後記

ご寄付御礼

わたしたちDPI日本会議は、皆様のご寄付で活動を継続できております。

お預かりした貴重なご寄付は、DPIビジョン2030の行動計画に基づき、

・障害者問題に関して国・各省庁への政策提言

・障害者への差別の実態調査、権利侵害などに関する相談対応

・障害者問題に関して、ウェブ上での情報発信や集会などの広報啓発活動

・イベントで視覚や聴覚に障害がある方などへの情報保障費（PC文字通訳、手話通訳、点字資料等）

・日常的な事務局運営

などのために、大切に使わせていただいております。

皆さまのご支援に、心から感謝申し上げます。

◇ご支援くださった皆さま（2025年1月1日～6月30日）

賛助会員会費 94件　1,010,000円

全国集会宛寄付 11件 568,000円

活動全体宛寄付 176件　5,396,680円

編集後記

「『暑い』って言うから余計に暑く感じるんだ。ということは『寒い』って言えば、もしかしたら涼を得られるかもしれない」。

この夏のあまりの暑さに、藁をも掴む思いで言葉の力を借りようと思い、出かけたとき試しに「寒い」と呟いてみました。ところが言葉の持つ力というのはすごくて、心にもないことを口走ると、途端にソワソワむずがゆい気分になってしまうのです。その心地悪さを打ち消すために、結局「暑い…」と口に出すことになってしまいました。

ここ数年、真夏の外出時には日傘、帽子、ネッククーラー、扇子、ハンディファン、涼感タオル、時々サングラスなどなどの重装備となりました。それでも、雑貨屋などで未入手のひんやりグッズを見かけると、真剣に購入を考えてしまう自分がいます。夏って、シャツを一枚で過ごせる軽やかな季節、という感覚だったのですが、それがいまや必要なアイテムの多い、どこか重たい季節に変化したように感じます。

そこで、少しでも心地よく過ごすために「『私は暑いのが大好きである』という自己暗示をかける」という案を思いついたのですが、暗示のかけ方がよくわかりません。たとえ暗示に成功しても、暑いことには変わりないし…。

清秋が待ち遠しいです。

裏表紙・奥付

編集・発行 DPI 日本会議事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5 階

電話 03-5282-3730 FAX 03-5282-0017 メール office@dpi-japan.org

ホームページ https://www.dpi-japan.org/

発行：2025年７月